

平成28年第3回長与町議会定例会会議録(第3号)

招集年月日 平成28年 9月 6日
本日の会議 平成28年 9月 8日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 中山 庄治 君 議事課 長 富永 正彦 君
課長 補佐 細田 浩子 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副町長 鈴木 典秀 君
教 育 長 黒田 義和 君 総務部長 荒木 重臣 君
企画財政部長 久保平敏弘 君 建設産業部長 緒方 哲 君
住民福祉部長 久松 勝 君 教育次長 帯田 由寿 君
健康保険部長 谷本 圭介 君 水道局長 木島 英利 君
会計管理者 谷本 清 君 建設産業部理事 松邨 清茂 君
水道局理事 吉田 邦彦 君 教育委員会理事 近藤 徳雄 君
秘書広報課長 青田 浩二 君 総務課長 山本 昭彦 君
契約管財課長 井川 勝信 君 地域安全課長 山口 功 君
政策企画課長 荒木 隆 君 財政課長 田中 一之 君
税務課長 荒木 秀一 君 収納推進課長 宮崎 伸之 君
土木管理課長 日名子達也 君 産業振興課長 中嶋 敏純 君
福祉課長 森川 寛子 君 こども政策課長 村田ゆかり 君
住民環境課長 栗山 浩二 君 健康保険課長 志田 純子 君
介護保険課長 辻田 正行 君 下水道課長 濱 伸二 君
教育総務課長 宮司 裕子 君 生涯学習課長 山口 利弘 君
農業委員会事務局長 森 省二 君

会議録署名議員

16番 竹中 悟 議員

1番 浦川 圭一 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 15時50分

○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。ただいまから本日の会議を開催いたします。

日程第1、昨日に続き一般質問を行います。

なお、質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し、簡明にお願いします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順6、金子恵議員の①補助金のあり方についての質問を許します。

7番、金子恵議員。

○7番（金子恵議員）

皆さんおはようございます。2日目、朝1番で一般質問ということで少々緊張をしておりますけれども、よろしく願いいたします。今回のテーマは、補助金のあり方についてということで、質問をさせていただきます。多くの自治体で行財政改革の観点から補助金の見直しなどがあげられています。昨今の厳しい財政運営を考えると補助金改革も致し方ないとも考えます。その中で補助金は公益性という性質も備わっており、必要があると認められる場合に交付できる金銭的な給付と地方自治法で定められています。しかし、長年にわたり同一団体に出し続けることにより、自立への姿勢が希薄になったり、交付することが目的となり、検証の曖昧さから公平性を失うことにもなりかねないことが課題です。補助金はその目的に照らし合わせ有効に使われているのか、財政状況が厳しい中で、補助の基準などの透明性が求められるのではないかと考えています。

そこで、以下の質問をいたします。

(1) 運営活動への補助のために交付している補助金は何件か。また、総額はいくらか伺います。

(2) 地方自治法第232条の2では、補助金の支出に関し公益上の必要性が高い場合に限定しているが、本町において公益性を判断する基準は何か伺います。

(3) 補助金は所管ごとに把握しているようですが、横断的に評価できるような仕組みが必要ではないかと思いますが、どのように考えておられるのか伺います。

(4) 第4次長与町行政改革大綱（平成23年4月）の中に、財政の健全化を掲げ、補助金の整理合理化があげられていますが、23年以降5年間の成果を伺います。

以上よろしく願いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

改めまして皆さんおはようございます。今日は、朝、最初の質問者であります金子議員のご質問にお答えをいたします。補助金のあり方ということでございます。補助金は、その性質によりまして、いくつかの区分に分類ができるわけでございますけれども、1点目のご質問の各種団体の運営費及び活動全般に対する補助金の状況はどうかということでございますけれども、平成28年度予算におきましては、件数で32件、総額で5,1

73万2,000円となっております。

次に2点目の公益性を判断する基準ということでございます。地方自治法第232条の2におきまして、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合におきましては、給付または補助をすることができると規定をされておるところであります。地方自治体が補助金を交付する根拠とされると共に公益性のあることが補助金交付に当たっての条件というふうになっております。公益上の必要性を判断する基準といたしましては、補助事業などの目的及び内容が町の政策目的と合致をし、地域での住民自治の推進あるいは社会福祉の増進の観点から高く必要性が認められるものであり、特定の者のみに利益を供するものではないこと。そして、補助金の交付を受けることができるものとそうでない者との間に著しい不公平が生じるものではなく、町が補助金を支出することにつきまして、一定の住民の皆さん方の理解が得られる範囲のものであることと、そういったものが公益上の必要性の判断基準とするところでございます。さらに明確な目的、具体的な達成目標を掲げて行われる事業であり、かつ、公益的な目的に沿った適切かつ有効な効果が期待できるものであること。そして、町の執行機関が直接行う分野の事業ではなく、町の執行機関以外のものが主体となって行うべき事業であることが基準になっているところであります。

次に3点目の補助金を横断的に評価する仕組みというご質問でございます。補助金支給の妥当性につきましては、毎年度の事務事業評価、さらに総合評価の実現に向け毎年度ローリング方式により見直しを行う実施計画策定時に、いずれも財政課と政策企画課が連携したヒアリングを実施し、評価検証をしているところでございます。また、毎年度の予算編成の過程におきましても、ヒアリング等を通じ、妥当性を評価しております。これらの作業を通じまして、いずれの補助金も単体で見た場合には、一定の公益性を有し、妥当であると考えておりますけれども、議員ご指摘のとおり分野横断的な観点では十分ではありません。そこで、今年度におきましては、これら補助金を同列に並べ目的、妥当性、公平性、有効性、適格性について横断的に比較検討することにし、評価制度を高めるべく現在作業に着手しているところであります。

次に、4点目の行革における補助金の整理合理化の成果というご質問でございます。これまで業績改革大綱における補助金などの整理合理化につきましては、実施計画により補助金所管課の自主的な取り組みを促し、補助金の見直しについて努めて参りました。そこで今年度におきまして、先ほど申しましたとおり分野横断的な観点からの評価を実施することとしまして、補助金に対する組織としての方向性及び個々の補助金における改善の余地について検討して参りたいと、そのように考えております。以上であります。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

では、再質問をさせていただきます。現在交付している補助金が32件で5,132

万2000円ということですが、この補助金に対する私が考えるものと、この数字に表されたその補助金の内容的なものというのが、どうも私としては合致をしなくて、町単独で補助金を出しているという部分に関して、すべて大体、合計してみたら約3億という数字が出たのですが、この普通という補助金とこの5,132万といった補助金の違いというのをちょっと教えていただいてよろしいでしょうか。

○議長（内村博法議員）

田中財政課長。

○財政課長（田中一之君）

お答えいたします。3月の第1回定例会の際に提出をいたしました28年度一般会計の当初予算、その説明資料の中に主要な施策に関する説明書というのがございます。その中に、補助金負担金一覧といたしまして、各所管ごとの内訳を掲載しているわけがございます。その中から補助金、助成金というものを抽出いたしまして、議員さんの質問にあります団体の活動費とか運営費とか、それに関するものだけを抽出した件数と金額が先ほど答弁にありました金額にあたります。以上です。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

この5,000万ということに関しては、理解はしたんですけれども、やはりこの補助金というのは、これだけではなくて、この全体で町単独で出している補助金全体でやっぱり考えていくべきところはあるかと思うんですね。約3億という数字が全体の町単独というふうに計算をするのであれば、120億の予算からすると2.5%ぐらいにあたるということで考えているんですけれども、この補助金というのは商工関係とか農業・福祉関係、さまざまな分野で交付を行っているわけですが、最近の傾向として特徴そういうものというのはどういうふうになってますか。

○議長（内村博法議員）

田中財政課長。

○財政課長（田中一之君）

先ほどの最初の質問にちょっと補足を最初にさせていただきたいんですけれども、まず補助金というのを分類しております。まず団体運営関係ですね、団体の運営費とか活動に対する補助金、事業費、特定の目的を持った事業に対する補助金、この分、町単独の部分、あと制度的な補助金ですね、これは国・県補助金を伴う特定の目的を持った事業に対する補助、あとそれ以外には利子補給及び元利、所管の補助、あと外郭団体の補助金ですね、あとその他という形の6つの補助金に分類をして、今回、答弁をしているわけですが、その中で置いても団体の運営活動に対する補助、この分につきましては、まずですね、総務消防関係、このあたりにつきましては、5,000万という補助金の額を提示したのですが、その中に占める割合といたしましては、56%を占めてお

ります。代表的なものといましては、自治会振興補助金、地域振興補助金、このあたりが総務消防関係の代表的なものであります。続きまして福祉関係、これでございますが、これは全体を100とした場合は、23%を占めてございます。代表的なものといましては、民生委員・児童委員の協議会運営補助金、地域福祉ボランティア助成金、これなどがあたります。あと農林水産関係、これについては、全体の2%を占めております。代表的なものは認定農業者会活動補助金、農業後継者協議会の補助金、こういったものがあります。あと、商工関係、これは全体の中の6%でございます。代表的なものとしては、商工会組織支援事業補助金があります。最後に教育関係といましては、全体の中の13%を占めています。中身等具体的なものは社会教育関係団体等補助金、文化事業育成補助金等がこれになります。最近の傾向というか過去5年くらいの傾向といましては、この割合的なもの、金額を含めたところで、金額はほとんど変わっていないという状況になります。ただ、補助金全体と、先ほど私が分類した1つに限らず全体で見たときには、福祉関係が全体の85%を占めてございます。その代表的なものといましては、民間保育園の運営補助費とか補助金とか、保育所等整備交付金、放課後児童クラブ運営費補助金、このあたりがかなりの額を占めておりまして、金額に対しても14億ぐらいの金額を占めてございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

わかりました。私がこだわっているのは、国費とか県費とかがある補助金ですとか、外郭団体負担金、こういうものとは別に町単独補助金に限り、今回は質問をさせていただこうと思っているんですけども、後から質問しようと思ったんですが、先ほど運営費に対する補助金と言うことで、全国的に運営費の多くを補助金に依存している団体もあるということで、そういう点での見直し、民と官の役割分担という点からも問題があるのではないかということ言われてるんですけども、しかし、そういう団体というのは、町の代行的な事業をしてくださっているというところもあるので、そういう関係上、見直しという枠内では、やはりこういうところは考えられないだろうというふうに私も理解はしております。予算決算書の備考欄には、例えば、運営補助金ですとかそういうふうにかかれてはありますけれども、この補助金ではなく委託という考え方もあるのではないかというふうに思うんですね。となると表記の問題ではないかと思うので、やはりその補助、全国的に運営補助金というふうになっているのかもしれないんですけども、そういうところの検討というのはされたことはないのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

田中財政課長。

○財政課長（田中一之君）

まず、委託料こちらなんですけど、これは町の本来業務を町に代わり受託し、実施す

るものということで、あと一方、補助金は、団体の主体的な活動に公益性を認め、反対給付なしに交付をされる金銭的給付とこれは団体への財政援助の作用を有するものがございます。現状におきましては、確かに補助金交付団体と町との役割分担を判断した上で委託料に移行すべきものもあろうかと思いますが、現時点においては、長与町の補助金、委託料については適正に整理をされております。よって今の段階で、委託料で支出すべき補助金はないと考えてございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

了解しました。では、次の質問なんですけれども、この補助金というのは、やはり既得権化という観点から問題があるということで、見直しの対象になっているという点があろうかと思っておりますけれども、本町において、先ほど毎年ローリング方式でヒアリングを行ってというふうな話をされておられましたけれども、なかなかこの補助金制度が見直しが進まないという自治体が多いんですが、この長い制度運用の中で、やはりあらかじめ交付自体というのが決まっているケースが多いという場合があるようです。その反省をもとに各自自治体で取り組みをされてるんですけれども、本町においてその補助金というのは、要望する側がまず申請するのか。または、所管から声をかけて、昨年も補助をしておりましたので、今年はどうされますかということでお声かけをされるのか。その補助金の申請に対する仕組みというのをちょっと。いいですか。

○議長（内村博法議員）

田中財政課長。

○財政課長（田中一之君）

ご質問の件ですけれども、補助金は、要望する団体が申請をするのか。所管から団体に呼びかけて申請をさせるのか。そういったことだと思いますけれども、まず、どちらのケースもあり得るということで、しかし、通常は要望する側が主体的に申請をします。ただ、補助対象となり得る個人の方とか、団体が申請の意思があるにもかかわらず、機会をなくすことがないように行政側としては配慮しています。福祉関係、福祉分野においては、社会福祉協議会と団体ですね、関係団体と連携しながら申請が遺漏をすることがないように進めております。以上です。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

わかりました。では、必要とする、要望する方からまず申請をするということで理解はしました。補助金を交付している団体に対して、必要か否かの確認というのはその都度されているということではありますけれども、その当初の目的がちゃんと継続されているかというところの確認も、もちろんされているとは思いますが、長年継続して補助

をされている団体・個人、これというのは大体、最長期間というか、今のところ、長い期間されているところというのは大体どのくらいの期間になっているのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

田中財政課長。

○財政課長（田中一之君）

まず、最初の答弁でありました32件ですね、こちらについて補助金の交付がいつから始まったのかということで調査をいたしました。結果、いつから始まったかわからない、不明とする分が32件中12件、あと10年ぐらい前からというのが5件ほどございました。あともう10年以上、もうはるか前からやっているとというようなのも合わせると15件ありまして、合計32件ということになってます。以上です。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

補助金の交付、補助金のあり方というのは、今、課長がおっしゃられた、これだと思うんですね。やはり長年、10年以上10年近くそれ以上が合わせて結局20件、いつからかわからないのが12件、ここが問題かなというふうに思っているんですけども、先ほど、予算化する前にローリング方式で各所管の方たちがヒアリングを行って、申請を受け付けるというふうなことでしたけれども、ここが本当にきちんとされているのであれば、こういうふうな不明が12件ですとか、ある程度やっぱり期限を決めるべきものだったと思うんですが、長くなっているということはそれなりにあまり成果が出ていないのか、それとも今後もずっと必要とするから、継続してやっぱり出さないといけないのか。という判断になるのかなと思いますけれども、そういうところは各所管ごとにその内容的なものは、十分話し合った上で、確認を行った結果がこれだというふうに考えていいのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

田中財政課長。

○財政課長（田中一之君）

各補助金の所管課においては、各団体の意向、あと活動の内容を掌握してございます。またですね、継続的な補助金、いつから始まったかわからないという補助金もあるのでございます。そういった補助金については、毎年度、実績報告等で中身の方を精査してございます。そういったことを判断した上で予算が必要ということであれば、その時点で予算の要求を行うということですね。あと妥当性、補助金の妥当性等につきましては、事務事業評価、実施計画あと予算編成時のヒアリング等で聞き取り、一定の評価をしております。以上です。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

千葉県得我孫子市というところが、平成12年ぐらいから補助金交付制度の見直しというのを行ったのですけれども、ここが改革を行った背景というのが、既存の補助団体は既得権が尊重されるが、新しい市民活動にはなかなか予算の制約で補助金が交付されないという傾向が目立ったというのが1点と、それとそういうことで、平成11年度までの市単独の補助金はすべて一旦白紙に戻して12年度分からそういうものに左右されずに同じスタートラインで審査をして、適切に交付できる制度を作って改革を行ったということで、この改革、この背景をもとに改めた内容というのが、補助金を希望する団体を公募する。応募があったものを第三者機関で審査し、それに基づいて補助金を交付し、決まった補助金も最長3年間で一旦また白紙に戻して、また、応募をかける。再度、審査する。そこで必要性があれば、継続して3年といわず、6年、9年と継続されていくでしょうし、そこに第三者の機関が入り込むということで、適正かつ透明性を維持していくというところにあるかと思います。この公募制ですけれども、公募制に関して第三者委員会の中には、市民、在住の方が5人以上で構成され拠点活動が市内にある団体で、そういうところでの条件を加味して、決定していくんですけれども、委員会は独自に審査判定基準というのを作成し、この我孫子らしさというところを重要視して決定をする。協議によってランクづけを行い、附帯意見と共に提言書としてまとめ、公開ヒアリングへ持っていくというふうなやり方なんですけれども、私は、この補助金に関して、何で各自治体が見直しを行っているかというのは、決してその削減をするための補助金見直しというふうには思っていないんですね。ですから必要などころに配分されているのかというところを含め、やはりこういうふうな制度改革というのが必要ではなからうかというふうに思っているんですけれども、そういう意味での制度改革、見直しというのをこの1年間でやる、その中に含まれていないのかですね、この第三者機関の設置ということで考えてはいないのか。ちょっとその点をまず、お聞きします。

○議長（内村博法議員）

田中財政課長。

○財政課長（田中一之君）

議員さんのお話にありました我孫子市のように3年ごとにゼロベースで考え直す及び外部評価、第三者機関を設けて外部評価をします。そういった補助金の見直しというものもありかなとは思いますが、ただ、現時点においても、事務事業評価、実施計画、予算の編成のヒアリングの時には、常にゼロベースというのを念頭に置いて実施をしてるわけでございます。あと第三者機関を設置するかどうかということになりますけれども、補助金においても予算の一部であって、その執行には議会での審議並びに議決、監査、決算の認定とそういった手順を踏んで行っているわけでございます。こういった町単独の補助金とか政策的な補助金については、行政の実情ですね、このあたりを理解してもらうことが非常に困難であるということもあってですね、あと、それらの団体に交付した

補助金というのが、ある程度行政主導で立ち上がった団体であったり、一定の行政の関与がある団体であったりするわけですね。そういった中で、そのあたりの判断を行政に詳しくないといえますか、その外部に任せるといのは、非常に慎重な検討が必要ではないかと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

私の方から若干補足をさせていただきたいと思います。先ほど議員ご指摘のとおり補助金削減ありきではないと。おっしゃるとおりですね。協働の重要性が叫ばれております今日ですので、住民の皆さんと一緒にまちづくりを進めていくという中で、補助金というのは非常に大きな役割を果たしているということがございます。

町長の答弁の中にありました、あれは各種団体の活動運営の補助金でございますけれども、その中の主なものといえますか、大半が実はその課長の答弁にありましたけれども、行政主導で立ち上げた団体もしくは行政の関与が非常に大きい団体、極言すれば、行政が事務局を持っているというような団体が数多く含まれております。それは具体的に申し上げますと民生委員児童委員協議会であったり、自衛隊父兄会であったり、保護司会であったり、自治会振興補助金もそういうたぐいの補助金になります。

行政の関与が薄い、ある意味団体が主体的に活動をされて、それについて補助金が可能ならばお願いしますというようなものもございます。それは地域福祉ボランティア基金を活用して交付をさせていただいております。地域福祉ボランティア助成金というのがございます。これは、行政が預かり知らぬところで、いろんな活動されている団体に対して、補助金の妥当性を考慮して支出をしているというものでございますが、実はこれにつきましては、今、ご指摘の外部の委員さんの視点を含めた審査、評価ですね、これを実はやっておりまして、実は今年度も平成28年度においても、8団体、具体的には長与手話サークルであったりいろんな地域での配食サービスなどをされている団体等ですね、こういったところにも一定、第三者を含めた審査会みたいなものを開催した上で、支給もしくは金額等を決定しているという状況でございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

では、交付までの手続きのことでちょっとお聞きしますが、長与町補助金交付規則というのがあって、この第3条に交付の申請、そして4条が決定、最後9条が実績報告というものが様式としてあったりするのですがそういうふうな町が立ち上げたそういうふうな団体というものに対しての実績報告というのは、この規則に則って作られているのか、作っていただいているのか、そこはどうなんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

田中財政課長。

○財政課長（田中一之君）

その申請から実績報告までの一連の流れによる種類ですけれども、申請から実績報告までの一連の流れで出てくる書類ですけれども、所管において、検査チェックをしておりますし、必ず提出していただくものでございますので、そのあたりには不備がございません。以上です。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

確かに自治会なんかは自治会長会の総会までに、自治会の総会資料を持っていくように決められているかと思うのですけれども、ここでちょっとお聞きしますけれども、そういうふうな協働の観点から交付される補助金の中に、何年にもわたってその補助金が余って高額になっている組織があるかと思えますけれども、心当たりありますか。無かったらいいんですけど。

○議長（内村博法議員）

田中財政課長。

○財政課長（田中一之君）

具体的な名称は控えさせていただきますけれども、そういった団体もございます。ただ今後、見直しを検討してる段階でございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

そうですね。私のちょっと聞き方があんまりなんですけど、ちょっと個別に名前を言わないで質問させていただいてるんですが、やはりこれ要望を聞いているのかなと思うんですよね。一律に交付しているように思えるんですけれども、実際に補助金の余りがそういうふうにならなっている組織があるので、そういうところに対しては、返金をさせるのか、その次年度に繰り越しを、次年度の補助金額を削るのか。そういうふうな対処というのが必要かと思うんですけれども、それもこの1年間で見直しをしていくことでしょうか。

○議長（内村博法議員）

田中財政課長。

○財政課長（田中一之君）

補助団体に対して町の方から補助金を出します。その際、補助団体としても、いろんな自主財源を確保してる場合等ございますので、まずもって町から交付してる補助金が、その目的、補助の目的に合ったところで、適正に執行されているのであれば、仮にその自主財源の部分で繰越金が多くてもそれは補助の見直しの対象にならないと考えており

ます。ただ、町が補助した補助金が適正に執行されないでその分が余ってしまったと、余ってしまって、翌年度に繰り越しをしてしまったとそういったケースがあるのであれば、それは当然、翌年度返還なり精算なり調整をしていくというような形になろうかと思えます。以上です。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

私が気づいたその組織というのは、目的が達成されたとか、されないとかじゃなくて、まず、使っていないような感じがしたので、だから結局、補助金でいただいたものも活動の中で、きちんと消化してないとか、消化することが当たり前とは思わないですけれども、その活動に対しての何らかの動きがなかったということでもどんどん貯まっていったんだろうというふうに思うんですけれども、そういうところは、いくら協働の観点とはいえ、やることのないところに、やる場所がないとか、やりたいことがない、やりたいことがないとか、そういう団体には、一旦、補助を1年でも止めるなりして、現在あるその金額というのをやはり少しでも減らす、貯金させるために補助金というのをやるのではないので、そういうところは、やっぱり見直しがちゃんとう精査する必要があるのかなというふうに思いました。やはりこの補助金というのは、目的を達成させるために何かこうやりたいことがあって達成させるためにやるものですから、そこはちょっと考えていただきたいなというふうに思っております。

では、大きい補助金ではなくて、今度は逆に少額でなかなかその補助金の有効性というのがはっきりしないものというのもあるかと思えます。例えば、5万とか10万とか、そういうふうなところの少額の補助金の達成されたかの判断、そして期限、そういうところの個人の期限、そういうものに関しては、少額分ですね、少額分に対してはどういうふうにされてるんでしょう。例えば商工会なんかで商工会関係で核の店舗、最近では町ゼミですとか、西そのぎコレクションとかに10万、30万補助金を出されて、これはある程度、成果が見込めて、まだ、ここ数年ですので、これからまだあと何年か見ていていただきたいというところにはありますけど、地域の核店舗創造事業補助金ですとか、もうこういうところの、これは例にとっただけですけれども、こういうところの成果というのをどう評価されているのかですね。

○議長（内村博法議員）

田中財政課長。

○財政課長（田中一之君）

補助金に関しましては、金額の多い少ないにかかわらず申請、補助金の交付規則にのっとったところで、書類関係、当然、精査をいたします。特に額が小さいからしないとか、中身はチェックをしないとか、そういったことではございませんので、そのあたりは問題ないと考えております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

わかりました。では、もう1点、重複する補助金はないかという点でお尋ねしたいと思うんですけども、補助金の名称というのが違ってはいるのですが、なかなか内容的にわからなかったりもするのですが、この補助金の中に重複するものはないのかという点はいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

田中財政課長。

○財政課長（田中一之君）

ご指摘のとおり名称が非常にわかりづらい補助金というのも多くございます。ただ、今現状においては、所管等も把握をしていると思いますけれども、重複するものはないと考えております。今後、議員さんの指摘にあったように、横断的な評価をしていく上では、そのあたりの同じような目的を持った補助金については精査をしていくというような考えでおります。以上です。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

では、最初のこの一般質問を提出する直前に28年度から32年度までの実施計画をいただいたんですけども、その中で、今年度中を目標に検討を実施するというので、町長の答弁の中でも、横断的に判断していくということなどやって、1年間で検討実施ということで、やられるようですけども、具体的にどのように取り組まれていくのか、再度伺います。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

28年度から32年度までの行政改革大綱の実施計画で補助金の見直しということで作成をいたしております。これはですね、今までは、答弁にもありましたとおり補助金所管課の自主的な取り組みということで行ってまいりましたけども、今年度は、総務課、財政課、補助金の所管課と一緒に、公益性・有効性・妥当性を総合的に検証しながら事業の継続なり、金額あと運用方法等につきまして、見直しを進めていくということで、現在、作業の方着手してございまして、所管課のヒアリング等も行ったところでございます。また、総務課と財政課と所管課と一緒にということですので、補助金の見直しには、基本的な方針の方もいるかと思っておりますので、こちらの方も作成をいたしまして、見直しの方を進めていくということをしております。以上です。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

今、方針をとということですがけれども、それは一定の基準、期限、その中には期限とかその条件とかあるでしょうけれども、そういうふうな一定の基準を設けたものの規則的なものを明文化するという理解でよろしいでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

そのとおりでございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

了解しました。昨日も同僚議員が、契約の横断的把握の必要性と言われてましたけれども、この補助金に関しても、今、申しましたように横断的な把握評価というものが必要になろうかと思えます。今回、個別ではなく補助金のあり方ということで、全体的なもので補助金のみに関し、質問をさせていただいたわけなんですけれども、補助金のあり方見直しというのは、行財政改革の観点ということと、また、その協働の観点、この2つの顔を持っているというふうに思えます。最後に町長にお聞きしたいんですけれども、この補助金の見直しというのが、今言ったこの2点あるかと思えますけれども、今後、あり方ですね、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、いろいろ補助金についてご指摘をいただいて、大変ありがたいと思っております。町としてもこの分については、今、やっておりますけども、行財政改革の一環というふうに考えております。今日、今回、こういう形で質問していただいて、私たちも非常にまとめるというか、そういったことにもなりましたし、大変貴重なご意見だったというふうに思っております。その中で、補助金につきましては、この行政上の目的を持ったものでございますので、大変我々は感謝をしております。ところが、今おっしゃったように長年やっていると、ついついやっばり見落としがあつたりとかマンネリ化だつたりというところもあるかと思えますので、そのあたりにつきまして、今までは所管でやってきたものにつきまして、今度はもっと横断的に広い観点からそれを見直すということと、ローリング方式で毎年毎年やっておりますけども、そういう方針は変わりませんが、きちっとした形でもうちちょっと広い観点からこの行政的あるいは協働の立場として、これを見直していくということですので、今、所管の方には見直しについても指示を出しておりますので、きっちりやっていきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

5年間である程度しか進まなかったものをこの1年間で実施までに持っていくというのは、なかなか日ごろ忙しい仕事の合間を縫って、この補助金に関しても進めていくということで大変だろうとは考えておりますけれども、この行財政改革に置いて、この補助金の見直しというのは削減対策ということもありますけれども、やはりその反面、協働の観点から必要な制度でもありますので、削減ありきということで、その事業効果の検証がなされないとやはり活動自体に対する影響というのも出てきます。そのような不合理的を招くことがないように、根拠の明確化、検証のあり方など、適正化を図るという意味でのあり方、検討というのをお願いしたいというふうに思います。

以上、一般質問終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で10時35分まで休憩いたします。

（休憩 10時16分～10時35分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順7、西岡克之議員の①本町の教育政策について、②本町の道路交通政策についての質問を同時に許します。

9番、西岡克之議員。

○9番（西岡克之議員）

それでは議長のお許しをいただきましたので、通告書に沿って質問させていただきます。本町の教育政策についてということで、まず1問目の設問でございます。本年も全国統一学力テストが実施をされました。子どもは国の宝であり地域の宝です。子どもを精神面、体力面で双方鍛錬教育することは本人のためならず、地域にとっても大事なことと感じます。本町は子どもたちの頑張り先生方の努力によって点数評価においては、毎年好成績を出しているようです。しかしながら単に点数だけの評価では推し測れないこともあると思います。問題に対し様々な分析をし、現場にフィードバックして今後の教育の糧にしなければならないと思いますが、点数は一定の評価にはなると思います。そこで本年の成績と今後の課題について質問いたします。

2点目として、本町の道路交通政策について質問させていただきます。本町の朝夕の渋滞について質問いたします。本町は地形的に隣接時津町のように、幹線国道206号のような、長崎市と佐世保市を結ぶような交通量が多い国道が町内に通っていないので、朝夕の長蛇の渋滞箇所は基本的にないと思っておりますが、所によっては慢性的な渋滞が見られる箇所があります。例えば、県道33号線高田越交差点より206号に接続する町道は慢性的な渋滞が発生し、上下線とも付近は渋滞しております。また同線道

の尾交差点付近においても朝夕渋滞が発生しております。同線については、高田駅から長与駅間の榎の鼻交差点においても、慢性的な渋滞が発生しております。このように全体としてではなく、ポイント的な渋滞があちこち発生しております。渋滞解消は大変解決しにくい問題と感じますが、改善策を講じないと大きな渋滞に発展し、町内経済の停滞や、交通事故など様々な問題に発展しかねないことにも鑑み、早期な解決を求め、町当局の考えはどうかご質問させていただきます。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、西岡議員のご質問にお答えをさせていただきます。1番のご質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方からは2番のご質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

1点目の「本町の道路、交通政策」でございます。県道33号線の高田越交差点より国道206号線に接続する町道における渋滞につきましては、県道内の右折帯の設置及び町道へ右折する時差信号機によりまして、町道への誘導は一定確保できていると考えておりますけれども、国道206号線が渋滞をしているため、町道から流出する台数が確保できず、町道内で渋滞している状況となっておりますのでございます。現在、同町道から道ノ尾駅を経由し、岩屋交差点までの道路を施工中でありますので、供用開始いたしますと町道内の渋滞緩和へ向かうものと考えております。

また、2点目の「県道33号線の道の尾交差点付近の渋滞」につきましては、国道206号線の渋滞によりまして、交差点前の県道33号線が渋滞をし、浦上水源池からの左折車が確保できず、ご指摘の渋滞が発生をしております。

1点目と2点目につきまして、国道206号の慢性的な渋滞が引き起こしているものと考えておりますので、現在、計画及び整備をしております長崎市と佐世保市を結ぶ地域高規格道路「長崎南北幹線道路」及び「西彼杵道路」この未整備区間の早期完成に向け、努力をしまいたいと考えております。

次に、3点目の「県道33号線のJR跨線橋付近交差点の渋滞」につきましては、平成23年度に長崎振興局におきまして、青葉台下交差点よりガード下までの区間におきまして、歩車道の整備により右折線長を長くとるなどの改良を行っております。信号機においても県の交通管制センターに榎の鼻交差点及びガード下交差点の感知器による解析を行い、渋滞緩和のために信号機の連動化を図っております。

今後は西高田線の供用開始に伴う車の流れの変化に合わせ、渋滞緩和に向け関係各所と協議をしまいたいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

①の本町の教育施策についてでございますが、今年度の全国学力・学習状況調査は、去る4月19日に実施されました。今回は、小学6年生、中学3年生を対象に国語と算数・数学の2教科での実施でございました。その結果は8月末に届く予定でしたが、新聞報道等でもご存知のとおり、文科省側によるデータ集計漏れにより公表日が延期されているところでございます。しかしながら、我々独自の情報からは本年度もこれまで同様の結果を収めているであろうと期待しているところでございます。恐らく本議会中に結果が公表されるかと思いますが、平均正答率だけにこだわらずに、各領域ごとの課題分析を行い、子供たち一人一人の学力の向上を目指した具体的な対応を図ってまいりたいと考えております。なお、これと同時に長崎県独自の中学校英語の学力調査が実施されましたが、結果はインターネット等で公表されていますが、長与町は平均点が75.1で今年も県内市町村のトップでございました。

お尋ねの今後の課題でございますが、今わが国における学力面での課題に「学力の二極化」があります。この傾向は、本町においても見受けられるところでございます。

「学力の二極化」とは、成績上位の子と成績下位の子の分布が、ちょうど「駱駝の瘤」みたいに2カ所に集まっているということです。このことは、OECD加盟国34カ国で3年ごとに実施されております「PISAの学力調査」結果でも指摘されているところでございます。今後、この二極化への対応として、一人一人に応じたきめ細かな指導をさらに充実させていく必要があるかと考えております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

点数が出てないので、設問を用意してるんですけど半分が駄目になってしまったので、ちょっと早目に終わるかなと思ってます。あとで文科省の方から出てきたら、そのデータは公表をいただけますか。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

恐らく今月中に出るであろうものは、長崎県下のそれから全国の各都道府県別の従来のような表ですね。そして、それを受けまして各市町村ごとの結果はどうするかということで、恐らく県教委から市町村教委に承諾を得て、それで了解得られれば従来のような形で出るであろうと。市町村教委の承諾なしで県教委も市町村別のを出せませんので。

ですから、従来も議会で公表しておりますけども、次の議会でもしご質問があれば、多分するのではないかなというふうな見通ししております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

じゃ、リクエストにお応えしまして12月でもう1回やりますので、楽しみにしておいてください。

その中で、掻い摘んで、例えば特別支援学級ですかね、一緒にたしか試験を受けてますよね、そのことについて少し触れてみたいと思います。

その中の発達障害というのが、今盛んに取りざたされております。例えば授業を真剣に聞かない子ども達、授業中立ち回るとか、今に始まったことじゃないんですね。騒いで静かにできないとか、そういう子ども達が近年増えているというふう聞いております。例えば、小中学校は13人に1人とかですね、だから今40人弱、35、6人の学級編制ですかね、子ども達は。そうするとクラスに2、3人は発達障害がいるんじゃないかなっていう統計になってきます。これが新聞にも載ってる、障害に気付くのが遅くなるとかというのが今盛んに言われております。発達障害について支援をしていこうと、生涯教育の支援をしていこうというふうにしてるんですけども、長与町では、この子達にどういう対策を立てているのか、どういう支援をしているのか。そののこのことについてちょっとお尋ねをいたします。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

発達障害の早期発見、早期支援ということで、本町の方でも取り組みをさせていただいているところです。例えば、1歳9カ月健診であるとか、3歳児健診の中で要観察とか要受診とか、そういった診断の下った子どもさんに関しては、要受診の子どもさんに関しては医療機関の方で実施をさせていただいております。要観察、要支援ということで上がった子どもさんに関しましては、例えば検診というのは、一対一、子どもさんの集団生活の場っていうのを保健師の方は見ることはできませんので、実際に保育園とか通われている子どもさんに関しては園さんの方と連携をとりながら、今、園の方でどういった生活してるのか、困り事がないのかっていうところを保護者の方にも、確認をしてもらうような形をとっております。そして、お母さんの方にも気づきを持っていただく。確かにうちの子はちょっと他の子どもさんと比べてちょっと特性があるなっていうの気づきを持ってもらうっていうことを進めておまして、それに気づきを持っていただいた子どもさんについては、療育活動の方に来ていただくようお願いをしているところです。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

まだ親が気づく分はいいんですよ。1歳9カ月って今おっしゃいましたかね、1歳9カ月、3歳ですかね。3歳ぐらいではまだね、親が気づかない、気づいても認めないですね。その辺があるんで、そこら辺の支援をもうちょっとこう早いうちに解決してい

て、親御さんというのは一般教室で学びたい、小学校・中学校でも、学びたい、学ばせたいんですね。だからその辺は早目に気づかしてあげるっていうかな。3歳ではまだ分からないんですよ。ちょっと遅いもんね、ぐらゐの感じで。まず認めがらない。親が認めないと子どもも連れて行けないので、ちょっとその辺の解決策っていうかな。今、お答えいただいて、やれることでやってらっしゃるようなことは受け入れますけども、もうちょっとその辺のですね、難しい問題なんですけど、ちょっと言葉を選んで話してるんですけど、早目に早期発見、早期治療っていうかな、すれば治って一般の子ども達と同じことができるようになるんですね、軽い発達障害に関しては。そこを何かこう支援ができないのかなっていうふうに思いますけど、今後その辺についてはどう思われますか。分かりました。ちょっと、問題を変えて、切り込み方を変えていきたいとします。じゃあですね、ちょっと待ってください。じゃあちょっと、発達障害はこっちを置きまして、学力のことにちょっと話を戻したいとします。以前質問した時に、小学校・中学校、幼稚園も入るんですかね。カルテですね、長与町独自で学力カルテっていうんですかね、作っているという存在を聞いたことがありますけど、現状ではどういうふうに、そのカルテを使っておりますか。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

議員ご指摘の学力についてのカルテについてはですね、今現在はもう止めているような状況です。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

もう必要ないから止めたんだと思うんですけども、小学校・中学校で今までデータがあった分の連携ですね、それは抜きにして、連携っていうのはどういうふうに今されておられますか。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

主にですね、学力の部分について小学校と中学校の間では、指導要録っていうものの抄本をもって各教科の力であるとか、そういうところは繋いでいくというようなことになっております。また先ほどですね、ちょうどお話で出たそれぞれの子どもたちの特性としてですね、学習障害であるとかがある場合は個別にですね、小学校と中学校の間で情報をやりとりするような引き継ぎの会とかですね、授業を見に行く機会とか、そういうものを設定して対応しているところです。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

分かりました。全て子ども達の学力のため、また幸せのためっていう観点で指導をしていただければというふうに思います。それからですね、昨日も同僚議員が質問をしておりましたが、英語教育が外国語活動から教科に確かな昇格をします。現在の1年生が5、6年生ぐらいになる、いわゆる4年後ぐらいですかね、東京オリンピックの年ぐらいになるんだろうとは思いますが、それに備えた支援というか体制というか、どういうふうに取り組むのか教えていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

議員ご指摘のとおり平成32年度から、学習指導要領の全面实施ということで、5、6年生が外国語という教科、3、4年生が外国語活動というような位置づけで行われていくことになります。そのために、その2年前ですね、30年度には、何らかの新たな枠組みを作らなければいけないということで小中学校の英語部会であるとか、今各学校に配置されている英語の助手であるとかですね、そういうもののありようについて再度精査をして、どのような移行、ソフトランディングできるかどうかっていうところを、今検討に入っているところです。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

分かりました。昨日の同僚議員の質問の中で、ALTは今何人いらっしゃいますか。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

ALT自体は中学校3校に1名ということで、昨日はちょっとALTという言葉を使ったんですが、小学校においては、ネイティブスピーカーによる英語助手というような形で、実際に指導することができないもんですから、ALTという置き方にはなっていないということで、中学校が1名、小学校がそれぞれの学校に配置ということになっております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

なぜ聞いたかと申しますと、4年後に英語が今の英語と違って話せる英語になる方向を目指しているようなんですね。その時に今の教員さん達のスキルで大丈夫なのかなというのを思ったもんですから、お尋ねをしたわけですね。その辺についてはどういふ

うにお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

ご指摘のように、東京オリンピック開催の年までに英語教育を充実じゃなくて、高度化しようという国の方針なんです。高度化、充実じゃなくて高度化。例えば中学生には英検3級程度の力をつけてもらいたいと。それを指導する教員は準1級程度の力をつけていただきたいと。もしそれがそのとおりいきますと私は東京オリンピックはテレビのチャンネルを変えることによって英語で聞いたり、日本語で聞いたりすることができるのかなあと。それ程力を入れていっていると。そういう中で本町の課題としては、小学校は英語活動を昨日言いましたように平成19年から県下、全国を先駆けて早く独自の資料を作って取り組んでまいりました。ネイティブスピーカーさんもたくさん頂きました。ただ、その中学校の英語、その子ども達がちょうど中学生になってますので、これをもう少し充実させていく必要があるのかなと。生徒はもちろんですけども、教職員の指導力向上、こういうことが今課題でそれに向けて今後取り組んでいく必要があろうかというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

分かりました。取り組んでいくということですので、英語に関しては終わります。

ただもう一つ、文科省の会議で2020年度から全ての小学生がコンピュータなどを使ってプログラミングをできるようにしていこうという文科省がしております。この件についてはどういうふうに備えをしていくのかなと思いますが。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

プログラミングといえば、何かコンピュータを目の前に置いてプログラムを作るとかそういうのをついイメージしがちなんですけども、その根底にあるのは人間の論理的思考なんです。いろいろな情報を集めてきて、必要な情報を収集してそれを整理して論理的に組み立てていくと。そのためには、別にプログラミングしなくてもそういう話を相手に伝えるとか、そういう活動というのですから、何もあのプログラミングを目指していく中でもですね、論理的思考力、そういう論理的思考力という視点に立った教育活動をいろんなところで充実させていくことが、このプログラミング教育に繋がる、そういうふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

分かりました。その件についても、よろしくお願ひしたいと思ひます。

教育政策の中で、もう一つ、道徳が今度2019年度から教科に格上げされると思ひます。これは、なかなか評価が難しいのかなと思ひますけども、入試には使わないんだらうというふうに思ひますけども、何か評価っていうんですかね、ちょっと私もちょっとこれ分かりにくいんですけど、道徳教育の導入について委員会の方ではどういふふうなお考えをお持ちですか。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

道徳教育というのは、各教科を支えるものとして、そしてまた社会生活を営む上で人間としてのありようを左右する、私は重要な分野、あるいは教科だというふうに考えております。今度、特別の教科、道徳が教科になるんですね。国社数理英という道徳となるわけです。教科になったら評価をしないと教科になりませんので、その評価をどうするかっていうのが今の課題でございますが、結論から申しますと、国社数理で1、2、3、4、5というような、そういう数値的な評価はしない。その代わり文章として、こういうところはこうですよ、ああですよっていうようなそういう文章でもって道徳分野での評価をするというそういう方向でいっておりますので、そんなに心配はしていない。ただ、その分先生方は子どもをいろんな場面で、多くの目で指導していく必要があるのかなというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

なかなか、道徳教育っていうのは何か教育というにはちょっと当てはまらない部分があるのかなと思ひますけども、指導に対して非常に難しい、特に現場にあられる先生方の個性っていうか、ひどく影響すると思ひますよね。そこら辺の指導方法について、今からですね、より難しい部分が出てくるのかなと思ひますけども、しっかり、そこは指導をしていただきたいというふうに思ひます。そういう現場の教員の方々の仕事の大変さっていうか、小学校も多いんですけど、中学校ではクラブもしなければならぬとかいろんな感じで大変学校の教員の先生方は、勤務時間が長いんですけども、8月に出た報道では3万人ぐらい今度教員の増員があるという話を聞きました。

前回か前々回では減らすんじゃないかなっていう話をしましたけども、今回は増員の方向の、これは前は財務省の話だと、今回は文科省の話ですね。文科省では現場の子ども達の教育の充実のためにという形で教職員の方を3万人ほど増やそうと考えておられますけども、もちろんご存知でしょうけど、そのことについてはどういふふうにお考えですか。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

新聞報道等では文科省と財務省のやりとりで3万人増やす、4万2,000人減ずるとかいうことで、毎年、年中行事みたいに報道されてますけども、今ご指摘の全国で3万人増えるというのは、結果として、例えば長与町を見た時に長与町の先生方が各学校1人ずつ増えるかっていうとそうじゃないんですよ。これは法律で定数法というのが決まってあって、教員の定数法がありまして、児童生徒が減じていけば、当然教員は減っていきますよね。それに準じていけば4万2,000人ぐらいはもう要らなくなるんじゃないかと、これから向こう10年間で、それじゃあ困るから3万人増やす。

だから結果的には、それで年次計画でやっていくでしょうけども、結果的には今ある子ども達を担当してる教員は増えないし、減らないだろうというふうな、私は個人的に思ってるところですけども。要は定数法の通りに行くのか、それでは駄目だから増やす、結果として減らさないで指導にあたれると、そういうふうな捉え方をしております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

要するに今の教育長のご答弁ですと、人口減少になるので、よくテレビで言うような廃校とか統合とかあるので結果的には減るけども、法律でちゃんと決まってる、例えば本町においてはそこまで増えもしないし減りもしないっていう形というふうに理解してよろしいんですかね。もう一度。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

これは向こう10年間の見通しでございますから、断定できませんけども、そういうふうな見通しを私は持っているというふうに捉えていただければと思います。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

最初に言ったように点数とあれが出てないので、委員会に対する質問が大分制限されてまいりました。教育問題の中で、確か今期で教育長が2期目ですね。長与の教育行政をトップで引っ張ってこられてるんですけども、非常にいい成績を今まで作ってきておられます。その中で、感想をどうか1つでもコメントをお伺いできればというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

難しいですね。今ですね、さっきちょっと答弁で申しましたけども、大きな課題として学力の二極化がある。即ち勉強する子としない子が色分けされていってるんですよ。これはもう全国的にもそうだし、本町においてもそういう傾向がなきにしもあらず。何でだろうといろいろ考えていますと、やはりその発達段階に応じた学習習慣が確立していったんじゃないかと。例えば読書も然りですよ。小さい時からスマホとかゲーム機への過度の依存。そして学習内容が難しくなっていく中学校になった1年生、中1ギャップ、ここでどういう現象が起きているかっていうと朝から晩まで部活漬け、こういうふうないろんな課題がありますので、ここらあたりにやっぱりメスを入れていかないと二極化がどんどん進んでいくと。例えば今ちょっとさっきも言いましたけども、OECD加盟国、これは世界34カ国でやってますけども、上位10カ国の中で見ますとね、日本というのは上の方にいるんですよ。フィンランドとか、香港、シンガポールは上の方にいる。日本もいるんですけども、じゃその中身を見ると、レベル1からレベル6までを分析しますと、レベル1というのはもう1番下の方、レベル6は上の方なんですけども、レベル1、2はですね、さっき言った韓国、フィンランド、香港あたりと比べても日本が1番多いんですよ。1番多い。結果として何で日本は上位にいるかという、上の方が、平均ですから引っ張ってくれてると。レベル1、レベル2というのは社会に出て、あんまりこう、うまくいかないっていうレベルなんですよ。それが非常に増えてる。これに国あげて、何とかしなくちゃということでございますが、町レベルと言いますと、やはり学習の習慣化、基本的な基礎学力はつけてやらんばいかん、義務教育の最大の役目は、基礎学力の保障だろうと思うんですよ。その子に応じた学力を保障してやるというのがやっぱり使命だろうと思います。そのために、私たちは他の市町でやってない「ながよ検定」もやってますし、今年からその中に読み書き、計算に加えて英語も加えたんです、今年から。大変なんですけども、やはり子ども達のためにと考えて取り組んでると。簡単に言えば、学力の二極化にはですね、早く手をつけていかないといけませんねっていうふうな感想を持っております。

それと、やっぱり心の教育。肉体的にも精神的にも、もっともっとタフな子どもを育てていく。そのためにはやっぱり学校だけじゃなくて、地域も家庭ももっともっと、子どもを学校に預けっぱなしじゃなくて、一緒に育てていくと。そういう姿勢が必要じゃないかなというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

分かりました。じゃ、時間もあと残り30分になったんで、交通問題に行きたいというふうに思います。先ほど答弁の中で高田越交差点の道ノ尾の駅前はどこですか、区画整理が今終わってる所の。あれから長崎市の206号に接続する線のところですね、渋滞

緩和策だというふうにお聞きしましたが、その完成はいつ頃を予定されてるかご存知ですか。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

その線につきましては、長崎市さんの方で施工するという事になっておりまして、現在のところ平成30年度に完成予定ということでお聞きしております。以上です。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

その線ができれば少しは渋滞が緩和するかなとは思いますが、基本的に206号があの辺りは渋滞しているので、根本的な解決にはならないというふうにも理解はしております。その中で多少、県道に溜まる車を少しずつでも緩和していくのがすぐできる策かなというふうに思っております。言葉で表すのが難しいんですけども、旧ジョイフルサンの前から水源池方向に右折する線ですね、回転ずしがある前から、あそこの所がですね、あの坂道を下ってきて右折するように待ってますと、長与方向から来る車が正面から来るんですよ。恐怖を少し覚えてて、もう道幅がないなら仕方ないんですけども、道幅両サイドですね歩道も含めてかなりあるんですね。もう1車線増やして曲げることができないのかなっていうふうに思うんですけども、基本、県道なので町がやれることじゃないと思うんで、要望という形になると思うんですね。それができないのかなっていうふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えします。ご指摘の道の尾交差点でございますが、その長崎方面につきましてはちょうど橋梁の上でございます。橋梁の強度の部分がございますので、それについて、長崎市さん、それと長崎振興局及び管轄警察、こちらの方と協議をしたいというふうに考えております。ご指摘のとおり歩道については約5メートル、今現在ございます。歩道を少し縮めてというご指摘だろうと思っておりますが、その点については協議してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

分かりました。期待して待ってます。それから今の高田越から206に繋がる新しい町道ですね、あれが出来た時にこれで渋滞解消しますと、以前都市整備におられた方から、もう今はいませんが、話を非公式に伺いました。ああそうなんだと、その頃は

思ってたんですけど渋滞解消どころかかえって混雑してしまってるんですね。それぞれに両サイド、左折帯、右折帯を作ってるんですけども、さばききれないというのがあります。この交差点、今、高田中学校の方からトンネルを下りてきますね。その線と一緒にになるんです。今、区画整理してるので、あそこの道はまだ高田中学校の辺りが通りにくいんですよ。だから交通量少ないんです。しかし、区画整理が行われて通るとなればもっと交通量が増えるんですね。今後その、この交差点について改善をしようと思っ
ているのか思っていないのか、まずそこをお尋ねしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

はい、お答えします。ご指摘のとおり、高田越のトンネルの方から下ってきまして、あそこの橋の前の交差点から真っすぐ206の方に抜ける道路につきましては約12時間で約1,000台、これは27年、昨年度の調査でございますが約1,000台、真直ぐ行っているというところでございます。これにつきまして今後増加するだろうという傾向でございますが、今のところですね、今のところはそのまま直線の真直ぐと左折の方向、それと右折帯がありますが、その方向でいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

いきなりね、どうのこうのとやりにくいハードの部分があるので、やりにくい部分だろうと思えますけども、一応お尋ねをしてみました。そこから今度長与の方向にまた移動します。移動しますと、川平バイパスの長与ランプっていうのがあります。長与ランプから下りて来る車と県道の信号、そこに信号機があって交差点なんですけどねT字路みたいになって、ここでも今、渋滞が少し出てるんですよ。これはあくまでも私の個人的な考えですけど、あそこで黙って信号から見てるとバイパス側から下りて来たら90秒かな、信号のタイミングが。約そのぐらいじゃないかなと思うんです。で、変って県道の方に行けるんですね。この90秒っていうのが長すぎじゃないかなと思うんですよ。これ長いと結局あそこで両方とも詰まってしまうんですよ。市内に行く方も長与から帰って来る方も両方とも詰まってるんですね。必要ないのにずっと信号で止まっているんです。やはり、長与ランプに下ってくる車の交通量が少ないんだろうというふうに基本的に思ってるんですけども。ここの信号のタイミングももう少し改善する余地があるんじゃないかなと思いますけども、それについてはいかがが思われますか。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。確かにですね、その渋滞の要因に信号機ということのご指摘でございますけれども、こちらにつきましては、県道長崎多良見線の導高田交差点川平有料道路入口という信号機の所になるかと思えます。こちらの信号機につきましては感知式の信号機でございます、感知式と言いますのは主道路と従道路という形で表現しますけれども、主の道路をまず流していきますという考え方なんですけれども、ただこれにつきましては交通管制センターでですね、その感知器により、コンピュータによる交通量等の情報を得てですね、秒単位でその信号の調整をし、交通渋滞の緩和へ適切な選択をしてるということでお聞きをしております。今の段階で信号機等の秒数等については、県の警察の方の交通管制センターの方で管理をさせていただいてるということでご理解いただけたらと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

それは十分私も理解しております。上にありますし、止まってから動くまでの秒数を今お話ししたんです、実際に測って。だからその変わってるのも、もうそのままだから動かさせませんよっていう今のご答弁だと思うんですね。それをもう少し県の方に要望して秒数を短くするとか、渋滞の原因になってるのでしていただけませんかという要望はできると思うんですけれども、その点についてはどう思われますか。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

その点につきましてもですね、今後、県の交通センターとも協議をしながらそういう要望があるということで検討させていただきたいと思えます。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

検討させてくださいじゃなくて、ちゃんと要望言ってくださいね。これは検討じゃなくて要望なので、要望をちゃんと伝えていただきたいと思います。感知してからのことなんですから。ちゃんと測ってましたので。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

現在ですね、長与の方には主要渋滞箇所って言いますのが長与交差点、いわゆる榎の鼻交差点と言われてる所、あと道の尾橋付近のですね、渋滞主要区域になっておりますけれども道の尾一帯の部分ですね、あと三彩橋付近ということで主要渋滞箇所ということで選定されております。その解消につきましては、いずれにしましても長崎県の方が、

所管している路線でありますので、我々としても要望していきたいと思っておりますし、あわせて先ほど議員が申されました長与ランプから下りて来た所の信号のタイミングですね、その辺の渋滞対策とあわせて、町の方からも県に対して要望していきたいと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

三彩橋も言おうと思ったら先に言われたので、もう、今日はどうしてこう質問が少なくなるのかなと思うんですけど。分かりました。それもよろしく願います。昨日、同僚議員が言っていた渋滞の緩和策の一つとして西高田線のこともあります。確認の意味なんですが、西高田線の完成っていうか、今年度は遊技場の近くのちょっと先ぐらいまでなんですけども、完成というのはいつぐらいを予定されておりますか。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

先日もお答えしましたとおり、新設区間の640メートルにつきましては平成28年度で供用開始をする予定でございます。次が高田踏切からその新設の間の所を工事していくんですけども、どうしても用地買収等が伴います。そこで若干、時間が掛かるだろうと思っておりますけれども、今の供用開始の予定が平成31年度っていう形になってますが、どうしても見直し等ございますので、それより若干遅れる可能性があるのだろうと思っておりますけれども、事業の方は渋滞の箇所を少なくするために交通安全のためにといいことで、なるべくこの事業の期間の中で収めていきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

31年度にもし完成するとしても、その再開発が29年度に営業を始めると、スーパーが来るのが。とすると1年か2年はまた渋滞が激しくなると予想ができますね。その所もですね、早めに、今おっしゃったように買収とかあるので、用地買収ですね、大変難しい問題だと思うんですけど早目をお願いしたいと思います。渋滞というのは、何か規定があって、一般道で20キロ以下、高速道で40キロ以下を渋滞と言うそうなんです。これをするとその環境負荷ですね、要するに排気ガスが出るのが20キロで行くのと40キロなら、2.2倍ぐらい違うんですよ。それだけ長与の空気も汚れるし、燃料費も高くなるという形が付随的な部分で出てるんですね。だから早目にやらないと経済的損失もやっぱりあるそうです。だから長与の経済の為には渋滞は早目に取り除いた方がいいという形でございますので、そのところの努力をお願いしたいと思います。もう1つすいません。先ほど答弁の中で青葉台の方向から来る所ですね、あそこも歩

道を少し狭めて、今3車線ぐらいにしているんですかね。あそこも、もう少し改良の余地ができないかなというふうに思いますけども、その点に関してはいかがお考えですか。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。ご指摘の青葉台下の交差点の所でございます。県道でございますが右折帯と滞留長がありまして、今現在3車線分ございます。吉無田の方から高田の方に行く所がちょっと渋滞をしておりますので、これについては今ご指摘のとおり歩道の部分、あるいはJRの部分、こちらの方ですね、用地の方確保できないか、これについては先ほどうちの部長が答弁したとおり渋滞箇所でございますので、その点につきまして今後協議をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

ありがとうございます。しっかりしたご答弁をいただいたので、少し時間もあまりますけども、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で13時まで休憩いたします。

（休憩 11時24分～13時00分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順8、中村美穂議員の①榎の鼻土地区画整理地内に建設予定の大型商業施設について。②子どもの遊び場についての質問を同時に許します。

2番、中村美穂議員。

○2番（中村美穂議員）

皆さんこんにちは。それでは午後から早速質問に入らせていただきたいと思います。まず大きな1つ目、榎の鼻土地区画整理地内に建設予定の大型商業施設について。29年度開業予定の大型商業施設について、町民もまた近隣市町の住民も開業に大きく期待を寄せているところですが、その概要についてはほとんど知らされていない状況にあります。詳細については公表できないところもあるかとは思いますが、次の点についてお伺いします。

まず1つ目、開業時期についてお伺いします。

2点目、施設の概要についてお伺いします。

3点目、渋滞対策についてお伺いします。

大きな2つ目の質問です。子どもの遊び場について。本町は、第9次総合計画にも示されているように、まちづくりのコンセプトとして、「子どもを育てたくなるまち」を

将来ビジョンとして掲げております。しかしながら、子どもと共に休日等ゆっくり過ごせる遊び場が少ないように思われます。自然に囲まれていても、海や川で子どもが遊べる場所もあまりありません。また、総合運動公園には遊具はありますが、親子で何度も訪れたいと思うような施設ではないように感じられ、諫早市や他の市町村まで出かけている人が多いようです。そこで、次の点についてお伺いします。

1点目、子どもの遊び場について何か計画されていることがあるのかお伺いします。

2点目、総合運動公園の遊具を今後変更や改善される予定はあるのかお伺いします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、中村議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。まず、1点目の榎の鼻土地区画整理敷地内に建設予定の大型商業施設についてでございます。

1点目の開業時期についての件でございますけれども、開業は平成29年春の予定だとお聞きしております。担当の部長さんとお話しましたら5月の下旬頃になるんじゃないかと、そのようなことでございました。

2点目の施設の概要でございます。これは、食料品等々を中心にしたスーパーマーケットを核としまして、家電や飲食系の店舗専門店、診療所などおよそ30事業所が入居予定ということのようでございます。

3点目の渋滞対策の件でございますけれども、道路構造令に従い交通渋滞緩和を図るため商業施設の入口部、県道の交差点部、そして町道側の交差点部におきまして付加車線の滞留車線長を警察とも協議を行い設計しておるところでございます。しかしながら、商業施設オープン時には混雑が予想されますので、事業者側へ誘導員の適切な配置等々をお願いをしたいというふうに思っております。

大きな2の子どもの遊び場についてでございます。1点目の子どもの遊び場の計画についてでございます。現在、公園を新しく設置する計画は今のところございませんけれども、昨年度、上長与公民館横の広場につきまして、滑り台の更新を行いまして多くの子どもに利用をいただいております。また今年度は、百合野児童公園のリニューアル工事を行いまして、子どものための遊具施設のみならず、健康遊具を設置するなど、町民の皆様方が各年代一緒に使っていただける公園づくりを行っているところでございます。今後も町民の皆さんに安全で安心して使っていただける地域の実状に応じた親しみやすい公園整備を行っていききたいというふうに思っております。

次に2点目の総合運動公園遊具の今後の改善等の予定でございますけれども、現在運動公園広場横にあります児童遊戯広場には、砂場、ジャングルジム、ブランコが、自由広場にはロープウェイなどが設置をされております。この広場の利用につきましては、町内外の幼稚園、小学校の遠足など多くの方にご利用いただいております。

す。しかしながら絶対的に広場が狭いということもありまして、遠足の時には運動公園広場、陸上競技場ですね、と一緒に利用をしていただいているのが現状でございます。ゆっくり過ごせる、何度も訪れたいと思われるような広場になるよう遊具の設置につきましては、今後、専門家のご意見なども承りながら、広場の改善に努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

それでは、再質問をさせていただきたいと思います。1点目の開業時期については、5月下旬ということでお答えをいただきました。9月1日に起工式があったということで、業者側もホームページに案内をしておりましたので、それまでは開示がなかったんですけども情報としては、あと地方紙にも2日の日に出ておりましたので、そういった面では解消されたと思いますけれども、改めてお聞きしたいと思いますが、駐車場の台数についてお分かりになっていれば、お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

事業者でありますイオンタウン株式会社の報道発表資料によりますと、駐車台数約370台というふうな発表がっております。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

その車の台数を聞いたところ、開業時期についてのところでちょっと聞いたんですけども、恐らく橋梁の工事が今されておりますけれども、その橋梁が3月完成予定というふうに聞いておりますが、以前はちょっといろんな意味で少し工期が遅れているというような情報もいただいたと思うんですが、予定どおり3月で完成予定ということによってよろしいのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

その新設部分の供用開始については29年3月を目標に現在進めており、そのスケジュールで今のところ順調に推移をしておるところでございます。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

順調に進んでるということですので、橋梁が完成して、その後オープンという運びに

なろうかと思っております。

では、2点目の施設の概要についてというところではあるんですけども、公表されている面も私の方でも分かるところはあるんですけど、ちょっとその前に質問を作成いたしましたところでですね、恐らく中核の大きなスーパーの店舗があって、その横に隣接する複数の店舗が並ぶという、よくある時津の方とかですね、そういった形の施設になるのかなと何年か前から感じてはいたところなんですけれども、何と言いましょかね、そこが出来ることにとっても過大に期待をされてる方も当然おられるんですね。そこでいろんな意味もあってですね、そこら辺、町の方が把握されてるか分からないんですけども、その中核になるスーパーもしくはその隣接の店舗の営業時間等が分かればお教えいただきたいんですが。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

事業所の方からですね、大規模小売店舗立地法に基づく申請がまだ出されていない状況でございますので、詳細な営業時間等、またテナントはどういう業種が入るのかっていうのは、報道以上のところがですね、我々も承知をしてないところでございます。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

まだそういう詳細が、分からないというところなのかなとは思いますが、次の質問もそうしますと、業者側からは何の提示もないかなと思うんですが、町としてここが出来ていい面ということで考えたんですけども、この大型商業施設がオープンすれば、隣接する店舗も含め、かなりの雇用対策、正社員、パートとかですね、そういうことも込みで考えて住居に近い所で働く場が増えるということは非常にいいことかなと思っております。ですのでまだ先ほど詳細がということではあるのでお答えがないかなと思うんですが、具体的にどれくらいの雇用が見込めるかっていうのは、事業者側とお話をされたことはありますか。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

申し訳ありませんけど具体的なですね、新規雇用人数等は我々もお聞きしてないところでございますけれども、近隣のスーパー等の状況を見ますと、やはり町内からですね、大部分の雇用があるというふうな状況もお聞きしている部分もありますので、我々も町内からの、町民の雇用が相当数あるのではないかとこのころに期待を寄せているところでございます。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

次の大きな質問にも掲げているんですけれども、子育てをしながら長与町に住んでいただくということで、現在仕事を持ってらっしゃる方もですが、お子さんが小さいうちに退職をされて、正職員で働いていたけれども少し手が離れた、もしくはやはりこう自分の生きがい、はりあい。もちろん生活のためということもあろうかと思いますが、そういうことで、近いところで雇用が生まれれば非常にいいのではないかと。私も長崎市にずっと勤めに行きまわりましたが、子どもから、何で長与町内で働かないのかと小さい頃言われた、それは親に早く、長く会いたいという気持ちがあるのかなと思います。ですので、できれば今時点では詳細は分からないということですが、できるだけですね、そういったもし情報が早くわかれば、そういったものも町として公表するというのは難しいかと思うんですけれども、いろんな形で、そういうふうには支援というか、町としても考えていただきたいと思っております。そして、施設の概要についてはそのホームページ等でも出ておりますので、それ以外のものについては詳しくお答えが頂けないのかなと思ってるんですけれども、

3点目の渋滞対策について、お伺いしているところで再質問させていただきたいと思うんですが、橋梁が先ほど3月にできてということで、前回6月議会でも同僚議員からも質問があって右折帯を作るとか、そういったことで対応したいということも町長もおっしゃっていたと思います。午前中の質問で渋滞対策について他の議員からも同様の質問があったかと思うんですが、これができる前に既に渋滞をしているわけですね。だから、当然誰が考えても、現在のところ、喜ばしいことでもあるんですけれども、その渋滞も、ひどいものになるのではないかと。特に今、抜ける道がないといいますかね、時津の方でも長崎市に行く方でも結局橋からおりてきて、出るところの道は狭いし、橋の手前のところで右に右折しても、結局のところは渋滞が酷く起こるんじゃないかと思うんですね。そこでお聞きしたいのが、これからの協議になろうかと思っておりますけれども、オープン時とかその渋滞対策について、例えば一定方向から進入をしてもらうようにするとか、先ほど誘導員の確保ですね、そういったことも事業者の方についていうことは町長の答弁でおっしゃってましたけれども、先ほど町長がおっしゃらなかったところで渋滞することは誰もがもう予測できることですので、もう少し掘り下げて何かそういう事業者とか例えば警察とか、そういったところでこのオープンに際して協議されるような予定というか、そういったものはあるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

先ほど申し上げました大規模小売店舗立地法の中で、業者さんの方が申請をされるわけなんですけれども、それに対して、県に申請するわけなんですけれどもそれに対して県の方

が、意見を返すわけですが、そういう意見を返すにあたってはですね、各種交通管理者も含めまして、各それぞれの管理されてる担当部局に意見を聞くようなことになっております。申請者の事業者さん、事業者の方もそういう交通解析等も含めましてですね、申請を行いまして、警察等々と協議するような形になっていくかと思えます。我々も交通整理等のもので、配置をお願いするような形になりますけれども、事業者の方も必要であればそういう整備員を配置する義務が生じてきますので、その辺は関係機関と協力をしながら、また事業者さんと話をしながら、既に渋滞してるところに新しく車が集中してくるということをございますけれども、なるべく今の渋滞がひどくならないような形で事業者さんと協議をしていきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

通常オープン時は混雑するから、少し落ちついてから行こうとか町民の方もいろいろ考えたりとかされると思いますが、先ほどお答えいただいた今後の協議、そういった面でされるとは思うんですけども、1つ心配なのは大きな店舗ができることは非常に喜ばしい、雇用対策もある。目新しいものができれば、町内にも留まっていたら、また町外からの方ですね、購買意欲が勝って来ていただければ、それとまた相乗効果というのもあるかと思っております。ただですねしかしながら、心配しているのはそれが出来たことでそこには行かないけど渋滞する、その上その他の近隣の店舗とか、そういったものの、他のお店に行きたくても、その渋滞に巻き込まれると当然あるかと思うんですね。町が開発をしているわけではありませんで、町がどうということは言えないのかもわからないんですけども、普通大きな店舗ができることによって、住民の方というよりも、商業ベースで、店舗側、今現在、お店を営んでらっしゃる方は、大なり小なり打撃がある方がおられると思うんですね、私は長与町はスーパーとか割と色々な所に、割と大きなと言いますかスーパーが点在して、それは住んでいる方がそれぞれおられるので1カ所に大きいのが一つあればいいということではなくて、利便性の問題を考えれば、そうやって住居がたくさん集まる場所に出店してただいただくのは非常に好ましいことかとは思いますが、その面で、既存の店舗ですね、スーパーを含め、そういったところの商業の大きいところができて一つのところが立ちゆかなくなると潰れるとかですね、それは致し方ないのかもしれませんが、そこら辺は町はどのように考えておられますか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今の議員がおっしゃるように、私達もそうならないように、できれば相乗効果がなってくれば1番いいなと思ってるんですよ。それで、各個店に対しては既存の店に対し

てはいろんな補助とかですね、いろんなりニューアルの補助とかいろんな形で経営の指導支援とかですね、いろいろあります。そういったものがありますし、そしてまたこの橋梁を通じて、そしてまた交通網等々も含めましてですね、何とかそのあたりが還流できるようにしていきたいというふうに思ってるんですよ。ただ、それはその店が売れるか売れないかというのはその店の努力とか、その店の個性もありますので、できませんけども、ただ町としては精いっぱい、相乗効果ができるような回流できるような、そういった仕組みになればいいなというふうに思ってますし、そういった支援をしていきたいというふうに思ってます。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

よく分かりました。商工会の方でも町ゼミとかですね、今、一つ一つの店舗の事業者さんから私もあの個人的に、こういったのをするのでもしよかったらお忙しいでしょうけど、そういったところにも是非参加して、私どもも一生懸命頑張っておりますというようなことを、一事業者の方から直接お伺いをしました。だから、一般的にそういったものが新聞折り込みとかですねそういったもので入るわけですけども、そういうふうの一つやっぱり、今の既存の店舗の方も生活もかかってますしね、一生懸命頑張ってるわけですね。どうしても大きい店舗のほうが仕入れとか、そういうのが全国展開しているところは安くてどうしても利益が生まれやすいというところは、ここは今私がここで言っても致し方ないことかと思うんですが、先ほど町長がおっしゃられたように何かそういった面、黙って見とくのではなくて、そういった状況を鑑みながら、共存して、私も結婚とともに長与町に住んでおりますけど、20数年ですね。やっぱりなくなっていくお店っていうのは、寂しいものがありますので、せっかくできたけどあそこに何かあったかなっていうような形にならないようにそこら辺は考えていただきたいと思っております。

では大きな2点目のですね、子どもの遊び場について再質問させていただきたいと思えます。本町は長崎市また近隣市町のベッドタウンになっておりますけれども、休日も町外へ出てしまえばただ住んでいるだけ。町内は空洞化されていくというふうに思えます。今、現在3世代同居、近居というのも町として進めておりますけれども、本当の意味で幸福度を求めるなら親子や、今はおじいちゃま、おばあちゃまも、お孫さんの育児に参加されるというような時代でございますので、そういった場所が必要ではないのかなと考えております。今現在は計画されているものというのは正直ないのだと思うんですけども、先ほど上長与公民館とか百合野児童公園を整備されたということをお伺いしましたけれども、そういったところで今回ですね、まち・ひと・しごと創生総合戦略、また第9次総合計画にも子どもの遊び場づくり、整備ということが記載されておりますので、先ほどのご答弁いただいた分以外で、今現在計画はないのだと思うんですけども、

そこは計画とか今後について何かないのかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。新しく公園ということで用地を確保して設置をするということにつきましては、最初の町長の答弁どおり今のところ計画はございません。今のところ、街区公園が64カ所ございます。こちらの方の遊具関係につきましては、毎年点検を行ってこちらの方のまず安全性等々の確保の方に今重点を置いているところでございます。各個人の御自宅の近くの街区公園、こちらの方をまずは確保してということで考えておりますので、今ところ新しくということは考えておりません。以上です。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

私も、大きな、例えば新しく公園を作るにしても相当な金額がかかると思いますので、当然、町の財政から考えましても、新しく何かをした方がいいというふうには、正直考えておりません。ただ非常に自然に囲まれていて住みやすい所ではあるけれども、私自身も、そしてまたいろんな子育て中の方、また子育てがある程度終わった方に意見を聞いても、長与は住みやすいんだけど、いい意味でも悪い意味でもあまり変わらない。だからそうやって、毎日その、今先ほど課長が言われたように、当然、街区公園の遊具等の整備はもちろんしていただかないといけないんですけども、やはり何か目玉になるような、そういったところがない。ないと言いますか、本来は中尾城公園があるのかなと思っております。ただ、前回の議会で上程されたようにちょっと事故等があって、和解の議案が上程されましたので、現在はスパイラルスライダーが休止されている。このスパイラルスライダーも非常に町外の方からもすごく中尾城公園って大きな公園があつてと。私も、非常に、お怪我をされた方がおられるのでここでいろいろ言うのはもう、ちょっと難しいかと思うんですけども、やはり休止のままなのか。せっかくその施設があるので、私は今ある施設等を少し例えば整備するとか、その補修をするとかして活かさないものなのかなと思っております。新たにというのは難しいでしょうけれども、じゃよそにあるんだからよそに行けばいいじゃないかというのではなくて、町長が前からおっしゃられる長与町のサイズにあつたということをよくおっしゃってますけれども、そういう観点でいけば、私も諫早市、長崎市と同等というふうにはなかなかいかないのは当然わかっておりますので、先ほど言いましたけども中尾城公園のスパイラルスライダーだとかも、このまま補修せずに休止というか、解体するにも同じだけの金額がかかるというふうに聞いておりますけれども、今後についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

スパイラルスライダーにつきましては、平成4年に建設いたしました、平成6年から供用開始してるところでございます。ここ10年ほど見ますと事故が約10件程度発生してると。そういう中で、現在、町としましてですね、非常に事故の発生確率が高いと思われる施設をそのままの状態、また供用開始するということはちょっとできないだろうと。これまでも事故が発生した折には、例えば対象年齢を引き上げるとか、身長制限を加えるとかですね、そういう対策とか、管理人に注意を利用者に対して促すような形で説明をしながら利用してきたんですけども、やはり、怪我をされる方がちょっと絶えないという状況になっておりますので、今のままの施設ではやっぱりちょっと開放するのは困難だと考えております。今、我々の方もどういう対策ができるのかというのを考えておりますけれども、費用等の面もありますし、ちょっと時間をいただかないとなかなかですね、結論を出せないという状況にあります。早急に結論を出せるように、我々も検討を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

どうするかというのはなかなか簡単に答えはでないかと思うんですけども、やはりシンボリックな公園の存在で、長崎市の方も非常に楽しみにしていて、確かに町としてはホームページとかいろんな形で今休止している。ただ、そういったものを見ずに、そういえばあの滑り台があったねと言って来たところで、あら、やってないというのは非常に残念な思いをされる方も、必ず連絡をして皆さん遊びに来られればいいでしょうけども、そういったこともあるので、是非そのせつかくの施設を生かす意味で補修等して、また再開できるのであれば、そういった方向で検討していただければと考えております。

町内は先ほども言いましたように、自然に囲まれて住みやすい環境ではありますけども、長与川は親水公園と言っても川の方に降りては行けますね。降りて行ける所がありますし、小学校の授業で先生方と子どもと一緒に川を調べるとか、確かそういったものも小学校の方から行ってですね。今現在は分からないですけども、私の子ども達の時には川の方には勝手に子ども達ではあまり入らないようにと。それも危険もあるということであるのかなと思っております。だから水辺で遊ぶということだと考えると、そこがふさわしいかどうかというのは違うのかなと思います。

あと、今回質問するに至って、町内何かいろんな施設を見て回ったんですけど、潮井崎公園も町内にはあります。あそこも行きましたけれども、何ていうんですかね、バーベキューができて、海にちょっと降りるところがあって、ただもう、夏の終わりの海というよりも何かすごく寂しい、いっぱいゴミが打ち寄せられていて、その横にあの公園もありますし、アスレチックのような遊具もありましたけれども、そこも何だかあまり使われてないのかなと。それを日中ずっと見ているわけではありませんで、どのよ

うな利用をされているかわからないんですけども。そこで、そういう遊具も年に一度点検をされてるというところに入ろうかと思うんですけども、私はああいうところもですね、お金を大量にかけなくても、まずその海のところを少し綺麗にするとか、何かその公園の遊具は年に1回の点検があるということであるので、古いものは撤去とか、急に新しいものを購入してというのはもう予算が伴うのでなかなか難しいと思うんですけども、先ほど点検を年に1回というふうに言われましたけれども、私とその遊具を見た時にシールが貼ってあったりするんですよね。潮井崎じゃなくて他のとこで見たんですけど。でも何年になったかもわからないんですよ。シールが中に何を書いているのか分からない。ただ、長与町の物でこれは何年に置いてありますよってという恐らくシールなんだろうと思うんですけど、備品か何かですね。思うんですけども、そういった管理、年に一辺、その点検をされて、どういう結果で、例えば撤去とか、どういう結果で補修とか、そういうものが分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えします。点検につきましては、当然目視の分、それと打音検査といいまして、叩いてですね、問題がないかどうか、それと当然、鉄製のものが結構多いものですから錆等、その辺の確認をさせていただいております。当然、点検者が乗れる分につきましては乗って検査をするということも当然しております。先ほどシールの部分のございでしたが、当然、耐用年数等々がございますが、耐用年数よりも、まずは点検をして使えるかどうか、安全上問題がないかどうか、こちらの方をまずは確認をしてということでございますので、シールよりはまずは現状ということで考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

そうですね、シールがついてというのは私が目視で確認できなかったと、こちらでは、そういう備品台帳のようなものがあって、それで確認をされて危険だと判断したものに対しては対応されてるという認識ではありますけれども、そういった状況でああいう状況になってるのかなと思うんですが、何となくもう少しですね、その点検は分かるんですけど、あのままでとだんだんこう、なんかこうせつかくその場所があるのに、というような残念な感じの、寂れた感じのせつかくの公園がなってますので、大きくお金をかけなくても手を入れるというようなことで対応していただければ、また一つ長与の魅力が増えるのではないかと思いますので、是非ご検討していただければと思っております。

では2つ目のですね、総合運動公園の遊具を今後変更されるかということでの再質問でございますけれども、子どもが小さい頃はよくといますか、しょっちゅう行くわけじゃないですけど、何度か訪れたことがありまして、今回質問に至るにして娘も連れ

て行って、いろいろ遊具を見て回ったところです。本来ならここに何かあったはずのものがなくなった、あれがなくなったというのは私よりも娘の方がよく、確かに遊んでいた子どもの方が、私は連れて行っただけという感じで、ここにこんなのがあったのにかいろいろ、それは点検を重ねて撤去という形にはなっているのかと思うんですけども、私が感じるに撤去だけしている感じがします。例えば、ブランコとかがある方の公園ではなくて、間の広場といいますか、恐らくバスケットゴールとかもあったのではないかなと思うんですけども、それもそういった事情で、古くなって撤去なのか、何か違った理由があるのかと思うんですけども、結構あそこで小さい子どもじゃなくて中学生とか高校生とかも来て、バスケットゴールで遊んでいるのをよく見かけたものです。それもなくなっていたと。そのバスケットゴールとかについては今後新設といいますか、あるいはとりあえず撤去したのではなくて、今後はどうされるのかお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

今ご質問のですね、バスケットゴールでございますが、基本的にはですね、あそこに設置されていたバスケットゴールが鋳等で、どうしても危険性を伴ったということで、とりあえず撤去をさしていただいたのが現状でございます。それと遊具等が若干なくなってきてるっていうことはですね、私どもも確認をしております、その遊具の設置に関してはですね、結構な費用負担がかかってまいりますもんですから、先ほど町長の答弁の中でもお答えいたしましたように、今後ですね、どういう形の品物がいいのか、こちらの方の芝生広場とか自由広場というのがございますが、芝生広場あたりになりますとこのプールが開設した時にはですね、そこを駐車場にまで使わせていただいているという形で使っております。やはり自由広場に関しても500平米から600平米ぐらいの規模しかございませんので、あまり遊具等を設置しても、ちょっと小さな子どもさん達が利用が多いと思いますけども、お母さんとか保護者の方の目が届かなければかえって危険だということも考えております。だから、この分に関しても専門の方にちょっとご意見を賜りながらですね、どういう遊具を設置した方がいいのか、やはり対象がやはり幼児の方になろうかと思っておりますので、そこら辺も検討しながらですね、今後は進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

先ほど言われた芝生広場も結構な割合で駐車場になってるのかなと。特に行事等のイベントの時には駐車場として使っているのかなと思っております。あそこに看板があったのが、サッカーやラグビーの練習をしてはいけませんとか、他の芝生広場じゃなくて

他の広場でも硬いボールは使ってははいけませんっていうのがあって、危険を伴うものはだめだよっていうことなのかなと。そうすると、あの芝生広場は散歩をするためにあるのかなとか、いろいろ考えながらですね、広場っていうだけでも走り回ったり、お子さんがそういった場所があるっていうことが重要なのかなと思いついてきたところですよ。専門家を交えて、今後遊具については検討していただけるというようなご回答でございますので、今一つ残ってるボールのようなのにロープがついて、アスレチックですかね。あれもなんか、非常に子ども達は楽しいみたいですけど、あれも結構なんか古くなってきているのかなと。考えてみればもう20年ぐらいは経っているのではないかなと、分からないですけど自分の子供の年齢から考えると20年近くたってるのではないのかなと思いついて、やはり繰り返しあぁいったものも楽しくて、だから、あぁいうのによくあるのが何度しても子どもっていうのは飽きないなって、大人がびっくりするようなですね、例えばアスレチックに上って、ただ滑り台があって下りてきて、くぐったりとか、大人にしたら、もう1回ついて行ったらもういいかなって思うようなものも、何度も楽しんだりしますし、私がこういったものを言うのは、できればその休日にも町内に留まってもらいたい。休日に留まって、休日もよそに出かけちゃいけないということじゃなくて、やはり総合運動公園について焦点を当てたのは、やはり今、遊びに行くといいましても、親子また3世代にしても車で利用が多いかと思えます。そうしますと、やはり駐車場の関係、シーサイドパーク等もありますので、車を停める場所が全くないという場所じゃなくて、広く駐車場も確保できるし、せっかく長与の特産品ですので、長与カラフルとかそういったお店ができて、なかなか町としては私もこういう立場ですので、広報紙とかいろんなものを見させていただきますし、情報を違った形で入れていただきますので、私は知っておりますけども、やはり悲しいかな、皆さんお忙しいこともあって町の広報紙も最初から最後まで見る人もなかなかいなかったり、また、ホームページなどもずっと眺めていただければいろんな紹介もあるんですけども、そこら辺もありますので、休日を町内に過ごしていい点というのは、そういう親子また3世代で過ごせば当然商業にも関わってくると思うんですよ。それが自ずと。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

質問を簡明にお願いします。

○2番（中村美穂議員）

分かりました、すいません。そこありますので、その商業の発展にも寄与できると考えるんですけども、そこはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今の議員おっしゃるとおりですね、商業施設ができますと買い物ができるということ

で、今までお家にいましたご主人の方も一緒に出るという機会も多いと思うんですね。その時に子どもさん方と一緒にそのまま例えば買い物終わった後公園に行ってもらおうとか、そういったことができると思いますので、そのあたりも、いろいろ注意深くそのあたりを見る必要があるのかなと。今後のことですけどね。そういった形で外に出る機会がでるということで、どういった形の変化があるのか、そのあたりもじっくり見ながらですね、遊具っていうのも大切だと思いますし、ただ、滑り台のこともありますように、怖い部分もあるんですね。だから、そのあたりを見ながらですので、専門家の方々のご意見を聞きながらということですが、決して遊具を減らそうということではないので、そのところはご了解いただきたいと。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

最後に、すみません、今町長にお答え頂きましたけども、町長が思う幸福度日本一の町ということで、長与に住んで子どもを育て、また幸福度を感じてもらいたい、そういうことを考えた中で今回質問を私なりに考えさせていただきました。

先ほどいろいろご答弁頂いたので、専門家の意見を聞きながら、遊具を減らすという考えではないというような答弁を頂きましたけども、今一度町長が、この子どもの遊び場作りということに関して、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

私も非常にこの遊び場というのは大事だと思うんですね。だから、先ほど親水公園の話もできましたけども、危ないですけども保護者がついて行けば、そういったこともできますし、そして小さな子ども達は非常にそういったものが最後まで残りますのでね、私たちが小さい時には何もなかったんで、ただ川で泳いでことしか覚えてないんですけども、今はそういったいろんな施設があります。ただ遊具はなくても、例えばそこに来て、例えば総合公園に来て町内外から来て、お父さん方はその中をランニングされたりとかできますし、ちょっとした遊び場でお母さん方は子どもさん方を遊具で遊ばせたりできますし、そういったものもバランスよく配置していきたいというふうに思っております。今言われるように充分ではないかもしれませんが、できるだけ皆さん方が満足できるようなことを考えていきたいというふうに思っています。ちょっと言葉足らずなんですけども。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

この少子化の世の中で、自分達も楽しかった思い出、また子供兄弟が少ない中で生活

している子ども達にとって、子どもの頃のよい思い出というのは、大人になっても残るものですし、いろいろ就職等で長与を離れても、また長与に戻ってきたいと思うようなまちづくりを進める上で是非、町長のお考えもお伺いしましたので、少しずつでもいいですので、そういった整備をお願いしたいという気持ちを込めながら、今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で14時まで休憩いたします。

（休憩 13時45分～14時00分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順9、河野龍二議員の①大型商業施設と地元商店の共存共栄について②放課後児童健全育成事業についての質問を同時に許します。

14番、河野龍二議員。

○14番（河野龍二議員）

それでは、早速質問させていただきます。私は、大きく2つのことで質問をさせていただきます。

まず1番目に、大型商業施設と地元商店の共存共栄について質問いたします。先ほど同僚議員も、同じような項目で質問いたしました。重複するところがあるかもしれませんが、質問通告に従って質問いたします。

榎の鼻区画整理事業内の大型商業施設の進出について。開発当初から、町長もこの進出については明言されておられました。区画整理事業も終了間近だとお聞きしております。大型商業施設の状況も町民のみならず、町内事業者にとっても大きな関心であると思います。また、先の議会の町長の所信表明でも町内商店とりわけ中央商店街との共存共栄も明らかにしています。地元商店の衰退は町の財政状況にも大きな影響を与えると考えます。大型商業施設との共存共栄など、どのような対応をされていくのか現状の課題を質問いたします。

1、榎の鼻区画整理事業内の大型商業施設の進捗状況はどうなっていますか。

2、施設の規模の概要はどうなっていますか。

3、長与町工場設置奨励条例、この条例はそもそも長与町の西側埋立地の場所に工場を設置するときに、奨励として固定資産税相当分を奨励金として交付するという条例でしたが、2年前に町内全域にこの条例が改定されました。そこで、この条例に本大型商業施設は該当するのでしょうか。該当するとすれば奨励金の額はいくらになりませんか。

4、大型商業施設に対し、町民の雇用対策はどのように協議をされていますか。

5、町内商店との共存共栄はどのような対策を考えていらっしゃいますか。

6、中小企業振興基本条例の制定が必要と思いますが、どうお考えですか。

2つ目に、放課後児童健全育成事業について。

子ども子育て関連3法は、放課後児童クラブなどを充実させることを目的として制定され、本町でも法律に基づく「長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」が制定されました。条文には第3条の最低基準の目的等として、「放課後児童クラブを利用している児童が明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする」とあります。なおこの2項では、「町は最低基準を常に向上させるよう努めるものとする」としてあります。基準を定めた内容については、5年をめどに整備を進めていくという説明がなされてきました。2年が経過した今、基準に基づく整備が進められているのか質問いたします。

(1) 条例の9条では、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を設けるといふようになっておりますが、各施設とも十分な区画を確保されていますか。

(2) 施設の規模、専用区画は児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならないとしてありますが、各施設の状況はどうでしょうか。

(3) 支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下とするとありますが、各施設の現状はどうでしょうか。

(4) 町は最低基準を常に向上させるとありますが、どのような取り組みを行っておりますか。

(5) 5年の期間内に達成できる状況ですか。

以上、質問いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、河野龍二議員のご質問に、お答えをさせていただきます。

1点目と2点目は先ほども申し上げましたけども、開業時期につきましては平成29年の5月の下旬頃だというふうにご担当の部長さんからお聞きしております。そして2点目の施設の概要につきましても、スーパーマーケットを核としまして、家電や飲食店の店舗、診療所などおよそ30事業所が入ってくる見込みであるということでございます。

次に3点目です、長与町工場等設置奨励条例に該当するのか、該当するとすれば奨励金はいくらになるかということのご質問でございます。町内の工場等を新設または増設することを奨励し、町内産業の振興と雇用の増大を図ることを目的といたしまして、長与町工場等設置奨励条例を制定しているところは、先ほど議員がおっしゃったとおりでございます。榎の鼻土地区画整理事業地内に計画されております大型商業施設につきましては、現在、事業所から当該工場等を設置しようとするということでございますけれども、

現在のところまだ申請書が提出されていない状況でございますので、今後の動向により協議をしてみたいと、そのように考えております。なお、奨励金の額につきましては、土地家屋償却資産に課される固定資産税相当額としておりますので、当該商業施設の完成後、関係機関の検査等が終了しましたところで課税額が決定した段階で明らかになるものというふうに思っております。

4点目の質問でございます。大型商業施設に対します町民の雇用施策についての協議でございますけれども、出店予定者との協議の中で、地元雇用につきまして要望を行った結果、社員及びパート従業員につきましては大半が地元雇用になるとの回答をいただいております。また現在、町内及び周辺の系列店舗におかれましても、地元からの雇用を優先するなど、措置がとられておまして、町としましても雇用の拡大に期待を寄せているところでございます。なお先ほど3点目の質問にございましたけれども、この長与町工場等設置奨励条例に該当するためには、町民の雇用と、こういったものも条件の1つになっているところでございます。

次に、5点目でございます。町内商店との共存共栄対策はどのような対策を考えているのかということでございます。平成25年11月に提言されました長与町コンパクトシティ構想の中では、この中心市街地の商業機能の強化として、榎の鼻土地区画整理事業地内に計画される大型商業施設との共存共栄が提言をされておるところでございます。この実現を目指しまして、都市計画道路西高田線を利用した人の流れの誘導を行うため、現在、役場前橋梁架設の進捗が図られているところでございます。

町内商店との共存共栄を図る対策でございますけれども、県内の商工会では西そのぎ商工会が唯一取り組んでおりますところの専門家講師派遣による地域の核及びリーダーとなる店舗の育成事業、また、各商店街が講師となり、プロならではのノウハウを伝え地域ににぎわいを創出する「まちゼミ in 西そのぎ」事業などがあります。またほかにも商店街の基礎となる個店の売り上げや魅力の向上により、個店の強化を支援し、顧客との顔の見える関係など、コミュニティの構築による交流を深めまして、大型店との差別化を図り、サービス向上など相互に補完する取り組みの支援をしてみたいと。また、ずっと続けておりますけれども、町内商工業者への各種融資制度、商業支援事業による起業しやすい環境の充実やプレミアム商品券の発行事業による町内商工業者の売り上げ向上を引き続き継続をして支援をしてみたいと考えております。さらに店舗リフォーム助成事業を推進しまして、リニューアルした店舗による美しい町並みの形成、地元施工業者の受注件数増加による本町経済の活性化というものを促進してみたいと考えております。なお町におきましては、町内事業者をPRする長与ガイドブック「GONAGAYO」を毎年更新しておまして、町内事業所をはじめ、JR、あるいは郵便局などに設置をしていただいております、広くPRを行っているところでございます。

このような取り組みによりまして、既存店をより魅力あるものとし、お店のファン作りを行うことで、店舗の集客力向上、それに伴う来客者の回遊による波及効果を生み出

すものと思っております。それによって、地域全体の事業者のレベルアップと地域商業の活性化に繋げてまいりたいと思います。また、意欲ある事業所の組織化や各種事業所との連携づくりを推進し、商店街を担う人材の育成とにぎわいの創出に、商工会とともに手を携えながら取り組んでまいりたいと考えております。なお、大型商業施設と長与町中央商店街との回遊性につきましては、橋梁のほかにも公共交通機関を利用した新規ルートの検討等々も行っでまいりたいと、そのように考えております。

次に、6点目の中小企業振興基本条例の制定が必要と思うがというご意見でございますけれども、全国385万の中小企業、中でもその9割をこの小規模事業者で占めております。その法整備としまして、中小企業基本法が平成25年度に改正をされまして、小規模企業を中心に据えた新たな施策の体系を構築すべく、小規模企業振興基本法、これが平成26年6月に制定になったところでございます。この法律は小規模企業振興の基本原則にのっとりまして、事業の持続的な発展を図ること、あるいは小企業者の円滑かつ着実な事業の運営を適切に支援することを定め、この国・地方公共団体・支援機関等の関係者が相互に連携し協力するものでございます。長崎県におきましても、国と同様に中小企業者の経営改善と向上並びに小規模企業者の持続的発展を地域ぐるみで支援をしようとするこの基本理念のもと、平成27年4月に長崎県中小企業・小規模企業の振興に関する条例と、こういったものが制定をされております。このように小規模企業振興の理念、地方公共団体の責務や役割、小規模企業者の努力規定と関係機関の連携などが法律や県条例に網羅されておるところでございます。県内全市町の制定状況といたしますと、今5市町になっておるところでございます。本町におきましては、引き続き条例の制定につきましては、商工会並びに近隣市町との動向と併せて今後とも検討してまいりたいというふうに思っております。

続きまして、放課後児童健全育成事業ということでございまして、1点目と2点目、この専用面積が確保されているかと、そして各施設の現状でございますけれども、合わせてお答えをいたします。基準では1クラブ当たりの児童数はおおむね40人。専用区画の面積は児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上となっております。

本町には放課後児童クラブが9か所ございますけれども、おおむね40人とした場合の面積要件はいずれも基準を上回っております。しかしながら、現状の登録人数から考えますと、1クラブ当たり専用面積は1人当たり1.65平方メートルを満たしているクラブが4クラブ、満たしていないクラブが5クラブとなっておりますので、適正人数となるよう協議を行い、基準面積を確保できるよう、今後計画しているところでございます。

次、3点目の児童数の各施設の現状でございます。現状の児童数につきましては高田児童クラブが62名、あらいきり児童クラブが58名、長与北児童クラブが44名、長与南児童クラブが62名、児童クラブクローバーが48名、まるたんぼクラブが82名、まきのきクラブが44名、ながよっ子クラブ49名、おおとり学童クラブ29名という

ような状況でございます。

次に4点目の最低基準向上の取組のご質問でございます。設備の向上につきましては、27年度は国の交付金を活用いたしまして運営補助金のほかに、遊具等の備品購入補助を行い施設の充実を図ってまいりました。

運営の向上につきましては、長与町学童保育連絡協議会主催の品質向上研修におきまして、衛生管理や事故防止に関する科目を定期的にご受講いただいたり、遊びや行事の組み立て方、障害児の対応などについて取り組んでいただいております。また、職員を講師として派遣したり、別途町主催の研修に参加していただくなどの連携を図り、運営の向上に努めているところでございます。また、放課後児童クラブの役員さん及び支援員さんとの意見交換の場を設けまして、各クラブが抱える課題問題等について解決できるよう協議をしておるところでございます。

次に、5点目の期間内に達成できるかどうかというご質問でございます。この1クラブ当たりの児童数及び専用区画面積につきまして平成31年度を目標に基準がクリアできるよう、各クラブとの協議並びに施設整備等を計画的に実施してまいりたいと考えております。まずは1番児童数の多い長与小校区につきまして、施設整備を行っているところですが、ほかの校区につきましても並行して協議、調整を行っておりますので、整いしだい5年の期間内に達成できるよう、取り組みを進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

それでは、再質問をさせていただきます。

進捗状況と施設規模の概要は、先ほどの同僚議員の質問等もありましたし、マスコミ等の報道もされておりましたので一定理解をしているところでございます。そこで、3番目の長与町工場等設置奨励条例ですけれども、町長の答弁では、現状のところまだそうした申請がされていないということで動向を見ていきたいということ、完成後に明らかになるということでした。ただ、私が条例をちょっと見てみますと、これはマスコミ報道とか、これは事業者のホームページでしたかね、起工式を行われたイオンタウン株式会社のホームページで見たんですが、ここで計画地の概要で施設の名称だとかいろいろあるんですけれども、敷地面積の後に総賃貸面積というふうな項目があります。ここが約8,900平米。奨励金は固定資産税相当に該当するというので、土地と家屋というところ、そのほかにもいろいろあるみたいですが、ここで総賃貸、いわゆる賃貸してますよというふうな内容ですよ。奨励金の条例第4条は「町長は、町内に土地を取得し」となってるんですよ。土地を取得し、と。当該土地に工場等新設増設するものについてということ、土地を取得した事業者には奨励金の該当ですよというふうな。ここは賃貸としてありますから、取得はしてないわけですよ。元々この段階で、この事業

所には奨励金の条例に該当しないというふうに私は思ってたんですけども、この件についてちょっと見解をお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

議員おっしゃいますとおり、土地の取得者が、いろいろ基準はありますけれども、町内で町内の者を新たに10人以上常用雇用者を雇用するっていうことが条件になっておりますので、今の段階で、土地の取得者とその常用雇用をした納税者、土地を取得したものが、納税者になろうかと思えますけどその納税者が、何人程度、町内の10人以上雇うのかどうかというところが明らかになっておりません。賃貸というところがありますので、そういう意味で申請がないと我々も詳細なことがわからないということで今回の答えになってるところでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

確認しますが、まずはその土地を取得しないとこれには該当しないというところで理解していいんですかね。ですから賃貸のままだと該当しないというところをもう一度確認させていただきたいと思えます。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

土地を取得した者が当然、固定資産税等納税する義務が発生するかと思えますので、そんなように解しております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

もう1つ、この件については、条例の施行規則を見ても、仮に、賃貸ですからその時点で該当しないというふうに思うんですけども、施行規則でも、着工前に指定の申請用紙を提出しなければならないというふうになってますよね。すでに起工式が行われてるという状況では着工前という形にはならないんで、この時点でもこの該当しないというところで確認させていただきたいと。そういう意味では、先ほど答弁が動向を見るとかそういう問題じゃなくて、もう既に該当しないというような形でとらえていいのか、再度伺いたいと思えます。

○議長（内村博法議員）

中嶋産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

お答えをいたします。私どもはですね、起工っていう考え方を起工式というのが、その事業者の着手、工事の着手かっていうことではなくて具体的なことを求めておりまして、例えば工事に着手する、基礎あたりのくい工事に着手したとか、それから工事の施工に伴いまして、安全性を確保する、看板といいますかバリカーってありますか、そういうようなものに具体的に着手をされたときに工事の着手ということで判断をしているところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

はい、その辺の解釈はわかりましたけども、そもそも、もう1回確認させてください。土地が賃貸のままだとこの条例には該当しないということで、再度確認させて、ちょっと部長の先ほどの答弁では土地を取得した納税者がと、このいわゆる工場等設置条例というのは、そこで、工場を始めようとする事業所が工場を建てたり、土地を取得したりしたら、固定資産税相当分を免除しますよと、奨励金として免除しますよというような形だったと思うんで、もともと取得しないわけですよ、賃貸で営業を始めようというふうな動きですから、その時点で、この条例には該当しないという形で、再度確認をとらしていただきたい、どうもよくわからないその賃貸のままでも、賃貸のままだとできないんですよ。ですからそこら辺を再度確認させていただきたい。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

土地を取得した者が町内の町民を10人以上雇用したら対象になるということで、例えば、賃貸をされてる方が申請をしてもそれは対象にならないんじゃないかなと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

はい、了解しました。ですから先ほどの答弁からすると賃貸っていうのはもうすでに明らかになってるわけでしょうから、動向を見守るとか、その流れの中でよくわからないというふうな部分があるのかなと思うんですけども、まだ何か答弁ありますか。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

すべてが賃貸とまだ限ってませんので、そういう意味で今回このような答えになっております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

了解しました。この間の流れの中で、そういう状況もあるかもしれないというふうに言われる状況だと思えますけども、先ほどの着工云々もそうでしょうけど、通常、起工式をしてすぐ着工入るでしょうから、そういう部分でももうすでに私はこの条例から該当しないというふうに思っております。

次の質問に入りたいと思います。雇用対策については少し協議というかお話をされて地元からの雇用をしていきたいというふうな話がされたということでした。この辺についてはですね、町長もすでに大型商業施設ができれば雇用も生まれるんじゃないかというふうなことを言われてたんですね。そういう協議がなされたのかなというふうに思います。5番目についての共存共栄ですけども、今、本町の中小企業に対するいろんな取り組みが町長から説明していただきましたが、元々その共存共栄というのは、今から来るそのイオンタウン株式会社にも一定のやはり協力をしてもらうというのが共存共栄のあり方だと私は思うんですね。そういう意味では、今町がいろんな中小企業、いわゆる商店地元商店だとかいろんな商工会だとかに取り組んでる事業そのものではなくて、大企業も含めて、この大型店舗も含めて、どういう形でこの長与町の商店街も含めて共存共栄を図っていくのかということだというふうに思うんですけども、その辺については、最後の方でバスですかね、交通機関が入ってきてっていう話でした。これも考えたら、これから来る大型商業施設の努力ではちょっとないかなというふうに思うんですけども、そういう意味では共存共栄の考え方が違うものなのかどうかよくわからないんですけども、本来そういう協議をすべきではないかというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。その地元商店と今度来るそのイオンタウン株式会社との共存共栄というところでの協議というのがなされてきたのかですね、その辺について再度お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

中嶋産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

この大規模小売店舗立地法ということで、大規模企業者が立地をされる場合には、そういう届け出をしていただく、これは県の方にさせていただくものでございますけれども、その第4条に設置するものが配慮する基本的事項というのがございまして、その中でも、今まで営んでおられる方の周辺の商業、その他の業務の利便の確保のために配慮する事項ということで、そういうことで協議をされるというかお示しをされるようになっておりますので、現在まだ、そういう届け出をされたということをお聞きしておりませんが、当然そういう協議が今後なされてくるものと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

大規模小売店舗立地法のところでは理解しますけども、先ほどから同僚議員の質問でも、この部分がまだ申請されてないということで中身が詳細にわからないという話でした。私はこの申請がされてから云々ではなくて、こうした申請がされる前でも十分協議は可能ではないかというふうに思うんですよね。それこそ先ほど課長が説明された第4条の配慮すべき中身。この部分も町から一定、地元商店との共存共栄を図るために、こういう配慮をしてほしいと要請があればそこに盛り込まれるわけです。私はこの申請が出てくるのを待つのではなくて、その前に、協議をするべきだというふうに思ってたんですけども、その辺についてはいかがお考えですか。されてきたのか。されてないなら、されてないというふうに言われて結構ですけど。答弁をお願いします。

○議長（内村博法議員）

中嶋産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

2点目の大型商業施設の雇用の問題がございましたけれども、そういうところで、全くしてないっていうようなことではないんですけども、ご挨拶等に見えられたときもございます。そういう時々、雇用の問題、それからまた町内商店の、どう言いましょうか、テナントの中に町内の地元の店を導入していただけないかとか、そういうスペースを設けていただけないかとか、よくございますが直売所みたいな地元野菜や農産物を消費・販売していただくスペース等というようなそういうお話はご要望というか、そういう会話の中では申し上げたところでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

私はそこが共存共栄のところかなというふうに思うんですよね、共存共栄していくと。ただ、今の説明ですと、相手方がご挨拶に来たときにそういう要望をされたということで実際の協議ではないような形がしますよね。もっとしっかりその辺を本気で共存共栄をせんばいかんと思うならば、やるべきではないですかね、そこを。どうも、何かいろいろ配慮してほしいというのが余りこう強く言えない立場にあるのかどうかよくわかりませんが、実際の協議としては、そのご挨拶程度しかされてないということなんですから協議としては行われてないんじゃないか、その中でいろいろこちらの要望を伝えたということですから、まだまだ時間があると思いますんで、やはりその協議の場をつくって、ぜひ、こちらの要望をしっかりつくって、こうしてほしいと。これは1つの具体例ですけども、大型商業施設は、先ほどもちょっと同僚議員の中から出ましたけども、24時間の営業だとかそういうのが可能になってくるわけですよね。そういう時間を配慮してほしいとか、例えば、大型商業施設は特に年中無休で商売をされると。そういう意味では週に1回店舗の休みをとってほしいとか、それが可能かどうかわかりませ

んよ。それでも共存共栄を目指すならば、そういうことも主張して結構だというふうに思うんですけども、そういう協議の場をつくる考えがあるかどうか、お伺いしたいと思います。町長いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

町ができることということで、いろいろやってきてるわけでございます。特に今まで長崎市とか時津町に買い物に行かれた方はやはり町内にもっと買う所があればいいのになというお考えを持っておられる方が多かったわけです。そういった意味で、長与町の中で買い物できると。今まで長与町外に出て行かれた方々が、長与町内の中でこういった商店を利用していただきたいと。そういう意味では、こういった大型施設ができることがいろんな方々を中心部のほうに人を引きつけると、そういうこともありますので、その流れの中で還流をして、この役場前の方にも来ていただくというようなことございます。そしてまたそういう動線をつくることとか町ができることもいろいろありますけども、あと今、河野議員がおっしゃるように例えばその商工会のほうからそういった、自分たちで会議をもって、こういう形で話をしたと、こういったことも要望もなんとかできんでしょうかということもあれば、それなりの動き方もできますけども、今のところ、商業につきましては自由競争ということもございます。例えば、販売時間の問題とか云々というのはこちらからいろいろ口出しをできる問題でございませぬし、そういった面で、そういった話が商工会等からもあれば、またそれに沿って動くこともあるかと、そういうふうにご考えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

先ほど大型商業施設ができれば、回遊するんじゃないかと。そのために長与川に橋をかけて、そういう動線をつくったというふうな話をされましたけども、2015年の5月の西日本新聞の報道で佐世保に2013年にさせば五番街という大きな商業施設ができたんですね。2013年11月で、この報道は2014年5月なんですが、結局、ここで何の報道がされたかといったら、この五番街に来るお客さんが他の商業施設、特に佐世保では商業施設だとか市場とか四ヶ町だとかありますけども、ここに移動してないという、回遊がわずか40%しかないということの報道がされてるんですよ。で、佐世保の状況は、五番街というのが駅の近くにあつてですね、すぐ横に商店街があると。そういう意味ではそこに来てもすぐ隣に行けば、そういう商店だとかに行けるという状況にあるにもかかわらず回遊されてない。

本町の状況は、車で移動しないとどうしてもそのお客さんが移動しない。そういう状況を考えると、これはいくら町が商店街と共存共栄というふうな思いを持って、そう

いう事態にはならないというふうに私は思います。共存共栄をするには相当な努力だとか、相当な思いがなければこれ、できないです。どんどん市場は衰退して地元商店がなくなるという状況が生まれかねない。そういう意味では、商工会のそういう意見を待つんじゃなくて、やっぱり長与町が中小企業の営業をやはりきちっと守っていくと。これまでずっと営業してこられた商売をされてる皆さんの営業を守っていくという立場から、その共存共栄というような形をやっぱり打ち出していくべきではないかというふうに思うんですよね。やはり町長、今度来るそういう企業者との協議の場を持つお考えはありませんか。私は持つべきだというふうに思うんですけども。再度伺いたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

私は持たないということは言っていないですよ。ただその必然性といいたいまいしょうかね、町がとにかく、この商店街のためにしなくちゃいけないことはいくつもあるわけですけども、そういったものにつきましては、いろんな形の取組を町としてさせていただいております。そこで今度新しく来る商店街に対して、長与町にある既存の商店街がやっぱり差別化を図るということも大事だろうと思うんですよ。私も佐世保にはよく行きます。見に行きます。五番街はやっぱり若い人ですね、四ヶ町は、やっぱりある程度のご高齢の方が行かれています。そしてまた、佐世保にはですね、大型施設がまだほかにあるんですよ、郊外にいくつか。そういったことで、ちょっとまあ、そういった面では参考にならないかと思うんですよ。ただ今河野議員がおっしゃるように、もしそういった形で商店街の方々がいろいろな形で、町と一緒に協力してやっていただきたいということがあれば、我々も、それは一緒にやって行きたいと考えております。ただ、町がやるべきことが今いろいろありますから、そのところは確実に商店街のためにいろんな形の施策はやっていこうというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

なかなか私の思いも伝わらないですね。町長、ずっとこの間、商業施設ができる間の中で共存共栄をやっぱり目指す、というのをずっと言われてきてるんですよ、やっぱりそこには地元商店街のことを大切に思っているところと思うんですよ。そうであるならば、先ほどいろいろこう地元商店に対するいろんな制度だとか、取り組み事業だとかを述べられましたけども、私が今述べた、例えばの例ですから、例えばその休みがとれだとかね、そういう部分というのは例えばの例ですけども、別にお金がかかるわけでもない。相手がそれを飲んでくれるかどうかわからない。ただ、町の思いとしてはこの地元商店も大切にしたいんだからぜひ協力してくれという要請は十分可能だと思うんですよ、そういう協議の場を持ってくれと。どうも商店街が言ってこない、という話じゃ

なくて元々共存共栄というのは町長がずっと言われてることですから、私はやるべきだというふうに思いますので、先ほどと同じ答えになるかもしれませんが、そのそういう形でぜひお願いしたいというふうに思います。

それですでに立地法の流れで言いますと、ここでも先ほど同僚議員から交通問題のところですね、意見を付すべきところがあるというふうな形で言われてました。これもその大店立地法の手続からすると、大体申請して公告縦覧があって8か月ですね、店舗開業まで。いわゆる8か月ってなると、先ほど町長が言われた平成29年の5月ですよ。これは特に何もなければというふうな意味で8か月、その間、地元市町村の意見の提出ができる。地元住民等の意見の提出ができる。それを県が受けて県の意見として出すということで、この間公告縦覧がずっと行われるんですけども、私はこの中でもですね、地元意見の提出という意味でも、先ほど交通問題の部分が恐らく大概そういう申し入れになるのかなというふうに思うんですが、私はどこまで範囲を広げられるかよくわかりませんが、周辺の生活環境に著しい悪影響がある場合という場合に意見書を付すことができるということですから、こういう部分も先ほど町長が言われるならば、商工会なり商店街なりに行って、町からも意見を付すように言われてるけども、何か意見があるかと。お伺いしてもいいんじゃないかなと。そういう意見を付していくという立場があるのかなのかですね、その辺も再度伺いたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

中嶋産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

大規模小売店舗立地法に関しましては、議員おっしゃいますように届け出から4か月の縦覧期間がございます。そのうちに、届け出から2か月以内に説明会をなささいよということで、広く県の広報とか、それから新聞等に載せまして、開催する日にち等々を広く周知しまして、そういうことでされるようになっております。当然その中で、説明を聞かれた後にご意見等々があれば、そういう問題も出てまいりますし、それに向けての意見書ということもございます。それから、長与町にもそういう意見を求められてきますので、そういうところも含めまして、今後、県への今度は意見の聴取ということで、そういうお返しをしていきたいと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

はい、ぜひ、そこら辺については、地元の皆さんのご意見だとかを聞いてですね。本当に共存共栄、これ非常に厳しいと思うんですよ。こういう大きな商業施設が来ると。地元の商店なんて、やはり競争では勝てないです。いかにやはりその、勝てない状況の中でも生き残っていただくかという部分をやはりこの町は考えていかないといけないというふうに思いますんで、それが、やはりこの、先ほど言われたこれも、ほかの自治体

の動向を見てというふうに言われましたけど、中小企業振興条例ですね。これは私、基本になると思うんですよ。県下5市町村できてるということでしたけども、お隣の大村市もいち早くこの条例をつくられて、その答弁の中にもありましたけども、条例の中には、それぞれ町の責務、中小企業者の責務、そして大企業の責務、役割ということで明確にしているわけですよ。こういう中で町は、町の中にある中小企業も大切にしていくなだというのを表明することで、企業も、じゃあそれに倣っていこうという姿勢に変わるんじゃないかというふうに思いますんで、これは毎回、この部分でやりとりするんですけど、他がつくったから私もつくりますよじゃなくて、率先して、やはりその、今からこういう状況が生まれてくるわけですから、共存共栄を守っていくという意味では率先してやっていきたいというふうに思いますんで、この条例の制定について他の動向を見るんじゃなくて、いち早く作っていきたいという思いをぜひ持っていただきたいということですけども、再度答弁をいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

中嶋産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

今、議員おっしゃいますように、その条例制定につきましては、そういうふうな国、県並びにそういうことで法律並びに条例で謳われておりまして、中小、小規模企業者の支援に対しましては、何と申しますか、協働性といいますか、統一性といいますか、そういうところでやっぱり、支援をしていくものだと思っております、町長の答弁にもございましたように近隣の市町ですね、うちの方は西そのぎ商工会と申しまして時津町と長与町と一緒にしております。そういうところがございまして、商工会といろいろなご意見を参考にさせていただきまして、今後ですね、検討させていただきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

もう検討する段階ではないというふうに思います。私はぜひこの条例を早急に制定していただきますことを求めます。

時間も限りがあるんで、次の質問に移りたいと思います。放課後子ども学童保育のことですけども、町長の答弁でもありましたように、現在、施設規模等々がなかなか達成していないという状況でした。それで、時間も限られてるんであれですけども、やはり1番肝心なところで、まだまだ学童保育の児童数が増える予想があるんですよ。各施設尋ねてみますと、一部のところでは80人ぐらいなるんじゃないかと、いうふうな話も聞いております。これはもう来年4月のいわゆる入学の時点で、そういう状況になる可能性がある。そこで、やっぱり出てくる声が、じゃあ学童保育の待機児童をつくっていいのかと。もう今の規模だとか、状況ではもう賄えないということで、そういう話

も出るわけです。そうなる1番困るのは保護者であってね。町長の施政方針の中で3つのキーワードで子育て支援を1番最初に言われてる。そういう事態をつくらないためにも早急の対応が必要だと思うんですけども、各施設ごとの対応が必要になると思うんですが、その辺をどう考えていらっしゃるかですね、待機児童をつくらないための、対応といいますか、そこはどうか対応されていくのか、具体的なところがあればお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

放課後児童クラブにつきましては、まるたんぼさんが今年度も82名という、非常に人数の多いクラブとなっております。去年も2回ですね、今年度ももうすでに、全体会もさせていただきまして、各クラブがどういった思いを持っていらっしゃるのかというところの意見交換をさせていただきました。実際に私も小学校の人数が今後どのように伸びていくのかとか、どれぐらいの人が必要としているのかとかそういうのをこれまでのデータ等を基に検証もしてきたわけなんですけれども、27年度の実績で言いますと、実際に登録をされた人数よりも、実際に利用されたっていう人数が約7割ちょっとというところになってまいります。そうするとですね、受け皿以内の人数で済むっていうところが結構出てくるんですね。非常に少ないところと言えば46名、昨年度実際に利用しましたというところを2つのクラブに分けますと、1つが23人ずつっていうクラブになってしまいますと、そういった場合に活動の仕方としてはどうですかってことをお尋ねをしましたら、やはり20何名というのは非常に活動がしにくいという声もありました。それで、今登録の人数のとらえ方を皆さん毎日来るっていう計算の仕方、登録人数というのを算出されていらっしゃるんですけども、例えば1週間に2回しか来ませんという子どもさんですとか週に3回しか来ませんという子どもさんは、2人を合わせて1人っていうふうに数えなさいっていうふうに国の指針の方ではなってます。ところが今、長与町が毎日来るっていうことで、登録の方をされてるような状況にあるんですね。ですからその辺もきちんと席はたくさん作ったけれども実際に利用するのが7割ぐらいしかないという状況もありますので、それでは本当に実際に分割をしたほうがいいものかどうか、それとも実際に利用する人数内で1クラブで運用したほうがいいものかどうかというところ、各クラブさんの方と話を今させていただいているような状況にあります。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

はい、その辺の中身の部分についてはちょっと私も掌握してなかったんですけども、ただ、そういうふうに実際の登録と利用人数の差の部分で、それで全体が解消できるの

かですね。例えばそこにいや、それは本当はこう、現場しかわからない部分があつてですね、実際、週に3回しか来ない子がもしかしたら毎日来るかもしれない状況もあるわけですね。そういうなってくると、登録人数に合わせたやっぱり施設規模だとかそういう配置をしないと、実際は80人あるけども40人しか来てませんから大丈夫ですよというふうにはならないですね。そこで60人来たり70に来たりすると、やっぱりそこでパンクしてしまうというのがあるんで、なかなかこう、難しいところだと思うんですけども、そういう対応で言われたのが、分割よりは分室というふうな話もちよっとお伺いしたんですけども、そういう対応がなかなか難しいんでしょうかね。分室するというの。ちよっとそこら辺をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

分室するということになりますと、1クラブの面積の要件が1.65で40名ということを考えますと、今現在、児童クラブを行っているところでは面積要件がちょっと足りなくなってしまうので、同じところで2支援単位っていう形にはちょっとならないのかなということはお話を児童クラブさんの方にもさせていただいております。それと1クラブ増やすってなりますと、新たなところを探して見つけて作らないといけないということになってくるわけなんですけれども、学校区によって充足をしてきたところと、またやはりどうしても足りない、今後増えていこうと、新しくまた団地が造成されたりとか見込みの中で足りなくなるっていうところもございまして、そこは新しいところを今、こちらの方も探しております。1番としてまず活用できる既存の施設がないかということ、あと協力をできる方がいないかということ、新たな利用できる場所、そうなってくると建設になってくるんですけども、やはり予算の関係から新たに建物を建ててっていうのは1番お金がかかってしまうので、なるべく既存施設の利用ですとか、既存の例えば民間さんをお願いするとか、そこそこのクラブで一応当たっているところですよ。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

確かにこの場所の問題、財源の問題等々あるというふうに思うんですけども、じゃあ一定整備するのに時間があるかっていうと、やはりその現場で働いている方々はもう大変な状況になってるんだというふうな話を聞くわけですね。努力は結構されてるとは思うんですけども、なかなかその場所が見つからなかったりだとか、適地がなかったりだとかというところだと思うんで、どういう質問をしていいかちよっとあれなんですけども、やはりこれは、どこかで政治判断が必要ではないかなというふうに思うんですよ。例を挙げますけども、例えば北児童クラブはそんな多くはなかったんですけど、ここ

も、実際は児童館を借りて、もう1部屋、本当は部屋だけでは40人は面積が足りないということで、40人以下、だいたい適正規模の45人は割っているけどもという話だったんですが、ここも実際あそこの児童館では手狭になってきているということで、新たな施設が必要だというふうな話も聞きました。そういう意味では、空き教室だとか、そういうところも協議をされてるみたいですけども、やっぱりこの、フルに長与町のそういう知恵だとか、その場所だとか施設だとかっていうのをを出していただいて、一定の政治判断をしないとこれいつまでたってもこのこういう状態が、5年後までには何とか環境を整えるというふうに言われましたけど、私は非常に厳しい現実があるんじゃないかなというふうに思うんですね。財源の問題も含めて、これはやはりそのどこかの段階で、例えば大きなクラブは2つに割るだとか、そういう部分を判断しないとイケないというふうに思いますんで、そういうところができるのかどうなのかですね、これも政治、町長の判断になるのかわかりませんが、ぜひそういう対応をしていただきたい。これは条例を作ったときも、この基準では非常に甘いという基準もありましたけども、現在でもこの基準をクリアできてないわけですからね。今からなお、さらに増える条件があるということですから、言われるように子育て支援をやっていかなければならないというふうなことをずっと町長言われてますんで、もっと町長も一緒に入って、協議をぜひしていただきたいなというふうに思うんですけども、町長いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

クラブの保護者の方と私も協議をいたしました。行って、お母さん方とお会いしまして、話をお聞きしたわけでありまして、そのクラブによって、やり方とかそれからなんて言いますかね、趣旨と言いましょうか、そういったものもそれぞれクラブ持っておられて、それぞれ自分たちのクラブに対する誇りも持っておられるというふうなところで、どうしても自分のクラブのところを分室してほしいということもあるんですよ。そうしますと、その地域にじゃあそういった空き部屋があるかということ、どうしても足らなくなるというふうなことでございます。ところが全体の人数とクラブの数で考えますと、今のところ待機はないわけですね。ただ、偏るからこういう形になっているということもございますので、今やっていますことはその都度その都度ではありますけども、できるだけ近いところで借りるところがあったら借りて、そこで分室するというような形をとるようにしておりますけれども、今おっしゃったように、これはずっとやっぱり課題でもありますので、常々考えながら取り組んでおります。5年以内ということもありますけども、できるだけ早い時期にこれを解決するように、私も努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

この件は僕は待ったなしだと思うんですね、それこそ今はないけどもそれ適正規模じゃない児童を預かってる中で待機児童をつくってないだけであって、これ適正規模にするともう多くの方が待機児童になるということでは、それは絶対避けなければならぬというふうに思います。やはり、なぜ学童保育の方がこんなに悩んでるかという、やはりその公設民営で保護者さんたちの保育料をいただいて、自分たちの例えば労働の対価もいただいて、子供たちを見守っているというか子育て支援をまさにやってるところですから、ここでなぜこの人たちがこんなに悩んでるかという、やはりその保育料をそんな上げられないというふうな立場なんですよ。やはり、保護者の皆さんからそんな多くもらうことができないと。そこがたくさんもらって、例えばじゃあ十分なお金の中で施設を借りるだとか部屋を借りるという、それが可能ならばできますけどそれができないから、やっぱりこうやって悩んでいるわけで、ぜひその悩みに答えていただきたいということで、いくつか要望もあったんで、ぜひご検討していただきたいのを今から質問させていただきますけども、1つはやはりひとり親世帯の保育料の軽減対策ですね。これは県の基準が今5,000円になってるらしいんですけども、長与町では3,000円だということで、これは県の基準が5,000円になってるからそこまで軽減策を増やすことが、5,000円にできないのかという形で聞かれたんですけども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

全体的に見まして、今放課後児童クラブの方に補助をしていますが、5年前は2,500万ぐらいだったんですけども、今いろんな補助基準単価等が上がってまいりまして、9クラブに増えたということもありまして、7,200万ぐらい放課後児童クラブの方に使ってるような状況です。国の指針を見ますと、全体の事業費の2分の1を国と県と町がみなさいということになってます。残りの半分は保育料で基本みなさい。それが指導員の方の給料ですとかそういった事務費的なものは、国・県・町でみなさいと。あと保護者の部分が賄うところは、子どもさんが実際食べるおやつの部分だったりとか工作教室をしたりですとか、活動の部分はですね、実際、家庭におられる子どもさんも放課後児童クラブにおられる子どもさんも平等といいますか、自分たちで家庭にいらっしゃる方は自分たちで見てるわけですから、活動費の部分は自分たちで見てくださいというふうになってます。そう見ていくと、事業費の半分以上に、今、該当する部分が長与町から補助を支出しているような状況になってます。

ひとり親さんの方を今、長与町は3,000円しかしてないということなんですけれども、保育料を他市町に比べるとかなり長与町の方は、今人数が多いっていうのもあるのかもしれませんが、抑えられた金額で推移をしているのかなというふうには思

っております。今のところは3,000円で行かせていただこうと思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

ひとり親世帯も一人で仕事をして子育てをしてるわけですから、全体のほかの自治体に比べて保育料安いと言ってもやはりその負担は大きいというふうに思いますんで、これはぜひ、そういう立場で検討していただきたいというふうに思いますけども、もう1つ、やはりその処遇改善です。やはりその働く人たちの賃金もやっぱり相当やっぱりこの並みの企業からすると安いということで、もう、いわば、子供が好きだという思いで仕事をやってるという話を聞きました。この部分も、今補助金が半分以上、事業費の半分以上でてるということなんですけども、やはりその子育て支援をしていくという意味では、そこに関わる人がいなければできません。この部分についても町の一定の、さらに負担を増やすお考えがないかですね、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

処遇改善ということで、昨年もおとしもあつたんですけれども、昨年だけで715万1,000円の分がそのまま支援員さんの賃金の方に上乘せという形になっております。今年も基準額がまた上がっておりますので、町の方も基準額に合わせたところで補助していこうというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

それは今の賃金が引き上げられるということですかね。了解しました。以上で質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で、15時15分まで休憩いたします。

（休憩 15時00分～15時15分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順10、堤理志議員の①世代交代を見据えた住宅改修、住宅政策についての質問を許します。

13番、堤理志議員。

○13番（堤理志議員）

皆さんこんにちは。今日最後の質問となりました。1項目、世代交代を見据えた住宅改修、住宅政策について質問をいたします。

本町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の〈時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する〉という項目では、安心して住み続けられる環境を整備。他地域から本町に移り住んでいただくためには、持続可能で充実した行政サービス、途中省略しますけれども、人に優しい成熟したまちを創っていく必要があります、そのための取り組みを進めます、としています。本町の住宅団地は、高齢化率が高い住宅地、比較的若い世代が多く住む住宅地など、造成された時期により世代構成に違いが見られます。そして、高齢化した団地では特有の課題が存在します。平成27年12月議会で私は一般質問で、『本町の既存の住宅団地では、高齢化の進行とともに、空き家が増えていくことが想定されます。そこを若い世代が購入し居住する際、改装費の一部を補助するという新たな視点が住民ニーズとして出てくると考えます、人口対策としての視点を取り入れた住宅リフォーム助成が検討できないか』このように質しました。これに対して、「まずは来年度、これは28年度のことですけれども、空き家の情報収集とデータベース化を図った上で、具体的な移住・定住促進のための支援策を検討する」このような答弁がありました。この点についてどのような検討がなされ、そしてどのように進捗をしているのかをお伺いをいたします。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、若年層、子育て世代への家賃補助を掲げていますけれども、現状どのような進捗状況になっているのでしょうか。以上、質問をいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、今日最後の質問者であります堤議員の質問にお答えをさせていただきます。世代交代を見据えた住宅改修、住宅政策についてでございます。先の議会で答弁を申し上げました「空き家の情報収集とデータベース化」につきましては、現在、管理が行き届かず周辺的生活環境に影響を及ぼしている、もしくは危険性があるような空き家について、自治会及び付近住民の方々から情報を収集し、対処をしております。空き家のデータベース化につきましては、こうした情報に加え、平成29年度におきまして必要な調査を行い、整備を行う予定にしておるところでございます。その上で、まずは活用可能な住宅を調査するなど、既存住宅の流通と移住・定住促進のための活用に向けて検討してまいりたいと考えておるところでございます。

また、家賃補助についてでございますけれども、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」におきまして、「将来を担う若者の移住・定住を促進する」と、そういった観点から、新婚・子育て世帯等への家賃補助の取組みを掲げております。これは、本町の子育て環境や教育環境が内外において高い評価を得ているという強みを生かした取組みで、子育て世帯などの転入促進に効果的であるというふうに考えております。しかしながら、財政負担等の課題もございますので、補助金の支給対象世帯の要件や支給期間、対象世帯数の推計、将来にわたる事業費の試算など数々ありますけれども、導入の可能性を含

め検討を行ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

それでは、質問いたしますけれども以前の一般質問の時に、空き家の把握、データベース化から取り組みたいということの答弁がありました。いつだったか、回覧版か広報ながよかで、そういった空き家についての情報をお知らせくださいという広報があったかと記憶をしております。それが、先ほどご説明がありました危険性のある、住宅とかを住民から提供していただくということだと思えます。その他については、また別の手段でという今ご説明がありましたが、実はそのところを、ひとつ詳しく聞きたいと言いますか、なかなか全体的な町のそういう空き家の状況の把握というのは、住民の情報提供だけではなかなか難しいんじゃないかなと思うんです。果たしてどういう手法を、データベース化すると言いますか、情報収集データベース化を図るに当たって、どういう手法、またいろんな団体の協力を得るのか、そのあたりも含めてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。空き家のデータベース化につきましては空き家等対策の推進に関する特別措置法、この措置法に沿ってですね、社会資本総合交付金、こちらの方を活用し調査を行うというふうに考えております。調査につきましては、全町調査を現在のところ考えておまして、1つ1つ空き家がどこにあるか、そちらの方をデータベース化したいというふうに考えております。ただ、賃貸の空き家ということもありますので、これについては区別をして住み分けをしてデータベース化したいというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

長与町内1万数千世帯あるわけで、先ほど空き家を把握するとおっしゃいますが、例えば役場の職員さんがマンパワーでというのもなかなか現実的じゃなかろうかと思うんですよ。果たしてどういうやり方で、長与町内のこの辺りにはこれだけ空き家がある、こちらの方にはこれだけの空き家があるというのを調査するとおっしゃいますけれども、現実的にそれが可能なのか。またどういう、何か手法を考えてらっしゃるのか。まず、ここをお伺いしたいと思えます。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。データベース化につきましては、コンサルの方に現在のところどういった方法があるか、それについて今、検討中でございます。それにつきまして、今、何社からかこういった方法があるよということでお聞きをしておりますので、今現在精査中でございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今現在その方法も含めて調査中ということで理解をしたいというふうに思います。それから、今現在空き家のところに若い人達に入っていただくことをということで、以前質問したわけですが、8月3日の日に広報ながよ、それからホームページの方に3世代同居・近居促進事業のご案内というものが掲載がなされておりました。それで、これ何かということで見ますと、3世代で同居したりあるいは長与町内に住むということを条件にそのリフォーム代、それから中古住宅を取得するという点に対して町が助成をします。6月議会ですね、載ってましたけれども、そういう制度だという内容であります。やはり、私が要求していた内容とほぼ合致するという点では非常にいい制度だなというふうに今後必要な制度だろうと私も思って評価をしているところなんです。そこで、これは受付期間、申請の受付ですかね、これが8月の17日から12月の28日までとなっておりますけれども、現在、このことについてですね、町の方に問い合わせなり申し込みなり、住民の方々の反響、これがどういうふうな状況なのか、これをお知らせいただきたいとします。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

3世代同居・近居促進事業の問い合わせにつきましては今3件来ております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

3件ということですが、今、子育て支援とか長与町の人口をどうやって増やそうかっていう、そういうのに町を挙げて人口ビジョンとか総合戦略とかで、いろいろやってる最中で、せつかくのこの事業が3件というのは非常に少ないなというふうに思うんですが、1つ私が感じたのは、広報ながよ8月号を見た時に非常に小さなスペースで載ってたというのも住民の方が見落としした一例じゃないかなというふうに思いました。特に新規事業についてはもう少し、新しいものについては大きく取り上げて、住民の方の目に触れるような、そういう広報の仕方が必要じゃなかったかと思うんですが、そのあたり、そういう考えはないでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

確かに広報がすごくスペースが小さくて申し訳なかったなというふうに思っております。今現在は、ちょっと白黒を持ってきてしまったんですけどもカラーでこういったチラシを、いろんな窓口に置かせていただいております。それから健康センター、子供さんがよく集まる所ですね、健康センターですとか支援センター、あと児童館の方にもA3に拡大をして貼らせていただいております。他にあと民生委員さんですとか、母子保健推進員さんとか、子供さんと関わる皆様にも、ご説明をさせていただいて、もし相談がありましたら、こういうのが始まりましたってことでPRのお願いをしているところです。以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

更なる広報活動をされるということですので、是非やっていただきたいというふうに思います。長与町のホームページの中で、3世代同居・近居促進事業の内容のところを見させていただいた中で、ちょうど要綱がダウンロードして見られるようになっておりましたので見させていただきました。その中で私が何点かこれどうなるのかなという疑問点がありますので、それに基づいてちょっと何点か質問をさせていただきたいと思います。まず1点目ですが、要綱の第4条のところに対象者というのがあります。ここで「交付決定後に、新たに子育て世代等を含む3世代で同居するために自ら所有する住宅を改修しようとする方」というのが1つですね、なってるわけなんです。ここでちょっと引っかかるのが、自ら所有する住宅といった場合に、例えば現在、銀行、金融機関等から住宅ローンを借りて住んでいる、まだ完済していない、そういった場合に恐らく住民の方から問い合わせあるのかなという気がします。こういった場合、自ら所有する住宅という要件に合致するのかなどうか、このあたりの解釈をちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

お住まいになっていらっしゃる方の自己所有の名義の物件であれば、その改修をした分については該当ということになりますので、ローンの返済中のものであっても該当ということで考えております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

確認しました。私も住宅ローンのところでいろいろと調べてみたら、確かにですね、住宅ローンでも所有権は本人で、登記簿上では抵当権とか債権は金融機関というふうな色分けがされてますので、住宅ローンの最中であっても借りられるというふうなことで理解をしたいというふうに思います。

それからもう1点気になったのが、ホームページ上で「小学生以上の子どもがいる世帯又は夫婦の合計年齢が70歳以下」など、これは子育て世帯の定義といいですかね。子育て世帯というのがどういうことかというところで、そういう事が書かれてありました。ところがですね、要綱を見させてみようと、要綱の中では子育て世帯の定義がそういうふうに、例えば合計年齢が70歳以下とかですね、そういうのは要綱で載ってないんですよ。要綱ではそういう事は謳ってないのに、ホームページでは夫婦の合計年齢が70歳以下というふうに謳っているというところで、これはどういうふうに理解したらいいのかな、これが1つの疑問ですね、この点はいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

この分が県の補助事業にもなっておりまして、県の方にも担当者が何度か出向きまして協議をさせていただいたところなんですけども、小学生以下の子供さん、そして出産予定を含む夫婦っていうことで、出産予定を含む夫婦ってというのがどこまで果たしてなるのかってところでかなり議論がなされました。その中で要綱の中では出産予定を含むというところまでしか謳わせていただけてないんですけども、その後、県の方からは概ね70歳というところで示されましたので、ホームページの方にはつけさせていただいております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今のご説明では、県が補助金を出している関係上、県からのそういう定義づけでいかんともし難いということかなと思います。ただですね、私が考えてみた時に2つの問題があるんじゃないかなと思うんですね。1つは今、晩婚化ということで結婚年齢というのがどんどん引き上がってきて、しかし、やはり子供は欲しいっていう方々もいらっしゃるわけですね。そういった方々が排除されるという点が1つ。それからもう1つが、先ほどの合計年齢が70歳以下ということになりますとね、例えば1つの例で言えば、女性が30歳、しかし男性が40歳とか41歳、こういった形で結婚されてるご家庭が該当しないんですね。30歳の女性が、あなたはもう該当しない。これ、非常に私には問題がある。是非ですね、また県との協議の機会ですらういってことも挙げて、非常にこれでは長与町で夢を持ってね、移り住んでっていう点では、これ長与だけじゃなくて幾つかの町もやってると思うんですよ。協力して、ここは現実的じゃないといいですか、も

っところ対象を拡大するような要望活動が必要じゃないかと思うんですが、その点、そういう申し入れ等できないものか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

私達も70歳という年齢のラインがあった時に、一定どこかで線を引かないといけな
いかと思ったんですけども、ちょっと70歳という年齢がいかかなものかなっていうふ
うには考えました。ただもう県の要綱ができ上がってきてる部分もありますので、一応
申し入れはしたいと思えますけれども、この補助要綱に乗っかってですね、長与町も補
助をしていきたいと思っておりますので、県の方でお願いをして、改正が可能となれば
お願いをしていきたいと思えます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

次に、工事内容の点について2、3お伺いをしたいと思うんですけども。要綱を見
させていただいた中で、対象となる工事のというのがどういうものかっていうことが、
別表の中で記されておまして、もちろん新たに3世代で同居するためのリフォーム改
修工事費ですね。その中で、例えば間取りの変更であるとか設備の改修、バリアフリー、
断熱改修等々と幾つかのパターンがあるわけなんですけど、その中で、例えば給排水等
の管工事ですね、これが見当たらないんですけども、こういう配管工事等は対象になる
のかどうか、このあたりはいかがですか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

設備の改修の内容にはキッチンですとか、浴室、トイレ、洗面所等の改修または増設
ってところも含まれております。確かに別表第2を見ますと、排水関係ってところ
が謳ってないのでちょっと確認をしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今おっしゃったとおりですね、私もこのキッチン、浴室、トイレ、洗面ですね、この
工事には配管というのが不可欠ですので、ここは確認を是非されてですね、住民の方
から問い合わせしてこれはこうですよと明解に答弁ができるような、そういう対応をして
いただきたいなというふうに思います。それからもう1つ、例えば照明機器、それから
内装壁紙等ですね、こういったものは該当しないのかですね、お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

間取りの変更はOKとなっておりますので、それに伴う内装となればOKというふう
に捉えております。住宅の改修の関係が確かに私たち福祉課の方では非常に難しくて、
県の方も住宅課の方が担当しておりまして、内容を私達もかなり細かいところが分から
なくて、聞きながら聞きながらという形でやってはいるんですけども、もうちょっと話
を詰めて深く内容を確認していきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

そうなんですよね、周知をして住民の方から問い合わせがあった場合に、いろんな問
い合わせが来るかなど。その中で、私も素人なんですけども、私なりに気付いた点を、
例えば当然、家の増改築をした時にコンセント、それから天井の照明の天井裏までの配
線というのは当然工事に、これは電気工事も含まれてくるっていう解釈はできると思
うんですが、更にそこから付ける照明器具が入るのか入らないのかとか、そのあたりにつ
いても是非解釈といたしますか、同じ町の担当者で、ある担当者はいいですよと、ある担
当者はいやそれは駄目ですよと、混乱を来たさないようなことが必要じゃないかと思いま
す。それからもう1つがですね、2世帯、3世帯の方が住まわれるということで、1つ
気になるのが、物干し場のことなんですよね。物干し場ですね、昔は外部に屋根を付け
て、昔は波板という、最近は波板じゃなくてアクリル板なんかを打ったりする。そして
その下に洗濯物を干す物干しなんですけれども、2階建て以上であればバルコニーを
設置したりというふうになる。なぜこれを聞くのかといいますと、やはりおじいちゃん
おばあちゃんの世帯、それから若い夫婦の世帯が住む時に洗濯物を干す場所が一緒って
いうのは非常にいろいろとデリケートな問題があって、やはり分けたいなという要望が
あろうかなという気もするんですよね。そういった場合に、こういう増改築の時の物干
し場、これは対象になりませんというふうになるのか、含まれるのか。このあたりいか
がですか、検討されますか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

問い合わせがあった際ですね、私達も分かる範囲でお答えはしてるんですけども、ほ
ぼほぼですね、県の方に確認をしながら回答を今してるような状況にあります。県の方
もちょっと待ってくださいという事で、協議をしながらの回答ということになってるの
が現状です。なるべく該当になるように話はしていきたいと思います。以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

そうですね、なるべく対象になる方向で柔軟に対応できる方向でもらって。例えば要綱を見ますと部屋等の増築ってなってるんですね。部屋等ということで、バルコニーも等に含まるとかそういうふうになるべく柔軟に適用になるような方向で、していただきたいと思います。それから、先ほどからずっとお話があるように、この場合はどうだ、この場合はどうだっているんなケースが出てきて、これ福祉課の方でそれを、これはこうですよというのは専門的なものですから非常に難しくなる。そこで今、県とずっと協議をされてるということですが、例えば町の建設部関係と連携というのは今とれてないのかですね。建設部関係の方で今まで住宅リフォームとかもやってきた関係もあるので、もう少し建設部の方も積極的に関与して連携し合うという体制が必要じゃないか。今答弁聞いていると、全部県に聞いているようですが、もう少し連携できないのか、このあたりいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

今現在、バリアフリーにつきましてはですね、うちの方は住宅性能リフォーム及び子ども政策の関係のリフォームもありますので、これについては連携して今後も連携してやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

分かりました。それからこの事業なんですけれども、これは継続的に次年度ですね、その先とずっとやっていくものなのか。それとも単年度事業なのか、この辺の状況分かればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

この県の補助金なんですけれども、正直来年度どうなるか分かってないのが現状です。また来年度も要求はしていきますけれども、予算がつくかどうか分からないということで、今はそういうふうな状態になっております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

要は、長与町の人口をね、なるべく若い人たちを呼び込んでいくっていう趣旨からすれば、単年度でやっても意味がないという、これは継続して初めて効果が分かってくることじゃないかなと思います。当然その点お分かりになって要望をやっていくというこ

とですので、是非ですね、継続して、その若年層の人口増加ができるように、国・県に補助の確保といいますか、この制度を継続できるように働きかけていただきたい。今、そういうふうに行っていくということですので、もうそれ以上は申しませんが是非お願いしたいと思います。

それから、昨日この制度についていろいろ調べさせていただいていた中で、3世代のリフォームを行った時に所得税の税額控除があるというようなものがありました。調べてみますと2019年、平成31年の6月30日までということなんですが、この点は把握はなさってますか。3世代リフォームした場合に所得税の税額控除が受けられる、そういう特例があるという点ですね。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

こちらの3世代同居・近居の説明会の中では、もう全く税金のことに触れられてなかったんで、申し訳ないですけど私の方では分かってないです。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

私が言いたいのは実はですね、これちょっと事実かどうかの確認も含めてやっていただいて、そして私としてはできることならそういう申請があって受理した段階で、こういう税の制度もありますからということで紹介をします。そういうきめ細かな対応をすると尚いいんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか、ちょっとここは確認は必要だと思いますが、いかがでしょう。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

税額控除の対象になれるかどうかですね、調べまして対象になるようであれば合わせてご案内をしていきたいと思えます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

分かりました。それから家賃補助についてですけれども、先ほど町長の答弁をお聞きしましたけれども、導入可能性について云々という言葉がありましたので、総合戦略の中では家賃補助がほぼ実施する方向だというふうに私は理解したんですが、今のご説明で導入可能性という言葉が使われたということは、導入しない場合もあり得ることなのかなという気がするんですが、そこはどういうふうに理解したらよろしいのでしょうか。ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この家賃補助につきましては若い世代の転入促進と定住促進ですね、この2点を目的に制度化ができないかということで戦略の方に掲げております。その制度といいますか、対象者といいますかを推計していく中で、またその補助額なんかもですね、想定をしていく中で、やはりその財源も必要となってきますので、そこでの調整ですね、でその対象範囲をどうするのか。それから、費用に応じて、この5年の計画ですので、なるべく早い時期にとは考えておりますけども、その実施が、いつ想定できるのかということも含めて今検討しているところでございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

検討中ということですね。それで1つ、ここの点でもですね、若干ちょっと大丈夫かなと思うのが、先ほどですね、これは県の方が決めたということですが、その対象者が夫婦の合計年齢で70歳というふうな線引きがされて、これに対してやっぱり担当もね、現場サイドとしては非常に住民の方からのいろんな問い合わせ等で困ることもあろうかと思うんですよ。この家賃補助についても、どこかで線引きをしないといけないということになった場合に、似たようなケース、似たような心配があるんじゃないかと、この年齢でこちらは補助します、こちらは補助しませんというふうな点が住民の方からの不平不満が想定される、これも1つ大丈夫なのかなというのが私も思うわけなんです。このあたりはいろいろ検討、研究されてる状況だと思うんですが、そのあたりいかがですか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この家賃補助の制度につきましても、先ほどのリフォームの助成と同様の趣旨でございますので、例えばその新婚であれば、これから子どもさんを持つ可能性がある世帯ということで、条件としては似たようなものと考えております。その中で、年間の婚姻届の数ですとか、やはりお子さんを持たれる予定があるっていいですか、そういう方々を対象とするためには、一定のですね、年齢要件も必要かとは考えております。その年齢について具体的にまだですね、どうしようということまでは行き着いておりませんが、そうした中でその若い世代を長与町に転入を促すということで、最もその効果的な方法といいますか、そういったものも含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今後検討する際に、やはり先ほど出たような高齢であっても出産を希望される方のその希望を奪う形に極力ならないようなことが1つと、それから先ほど例を出しましたような男性と女性の方の年齢差に開きがあるような方が漏れるとかですね、そういうことにならないようなそのあたり、先ほど話をお聞きなってもうご承知だと思いますが、そのあたりも十分配慮した検討というのが必要じゃないかと思うんですが、再度、そのこのところの考えを伺いたい。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

現在、他の市町村も先行事例というのも調査を行いまして、例えば先ほどのような合計年齢ですとかそういった情報を集めております。その中で、確かに今日のお話をお聞きしてですね、そういった事例もございますでしょうから。そういった方々ですね、漏れといいますか、がないように、それも含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今日準備してきた質問はですね、大方終わりましたけれども、今後ですね、担当課の方で更に今日の質問を受けて、調整、いろいろしないといけない問題が出ようかと思えますけれども、是非、もうお分かりだと、釈迦に説法ですけども、極力多くの住民の方がこの制度をね、利用しやすいような方向でいろんな交渉なり制度を定めていくというふうなことをやっていただきたいということを申し添えまして、質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

これにて本日の日程は終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 15時50分）